

第七十一回国会 文教委員会 議 録 第二十八号

昭和四十八年七月四日(水曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 田中 正巳君

理事 内海 英男君

理事 西岡 武夫君

理事 森 喜朗君

理事 長谷川正三君

理事 有田 喜一君

理事 坂田 道太君

理事 野田 毅君

理事 藤波 孝生君

理事 三塚 博君

理事 小林 信一君

理事 山口 鶴男君

理事 湯山 勇君

理事 有島 重武君

理事 安里積千代君

出席國務大臣

文部大臣 奥野 誠亮君

出席政府委員

内閣総理大臣官

房審議室長

大蔵政務次官

大蔵省主計局次

長

文部政務次官

文部大臣官房長

文部省管理局長

文部省管理局長

委員外の出席者

総理府恩給局恩

給問題審議室長

文部省管理局福

利課長

参 考 人

(私立)学校教職

員共済組合事務

理事

文教委員会調査 石田 幸男君

委員の異動

七月四日

辞任

上田 茂行君

高見 三郎君

中尾 宏君

勝澤 芳雄君

同日

辞任

片岡 清一君

野田 毅君

前田治一郎君

湯山 勇君

湯山 勇君

補欠選任

上田 茂行君

中尾 宏君

高見 三郎君

勝澤 芳雄君

七月二日

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸

学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法

案撤回に関する請願(有島重武君紹介)(第七九

六六号)

同(岡田春夫君紹介)(第七九六七号)

同(日野吉夫君紹介)(第七九六八号)

同(堀昌雄君紹介)(第七九六九号)

同(山口鶴男君紹介)(第七九七〇号)

同(岡田哲児君紹介)(第八〇三九号)

同(増崎弥之助君紹介)(第八〇四〇号)

同(小林信一君紹介)(第八〇九〇号)

国立学校設置法等の一部を改正する法律案撤回

に関する請願外三件(有島重武君紹介)(第七九

七一七号)

同外二件(勝澤芳雄君紹介)(第七九七二号)

同(勝間田清一君紹介)(第七九七三三三)

同外二件(土井たか子君紹介)(第七九七四号)

同(中村茂君紹介)(第七九七五号)

同外一件(藤田高敏君紹介)(第七九七六号)

同(福岡義登君紹介)(第七九七七号)

同(村山喜一君紹介)(第七九七八号)

同外一件(八木一男君紹介)(第七九七九号)

同外一件(藤田高敏君紹介)(第八〇四一四一)

同(細谷治嘉君紹介)(第八〇四二二二)

同外二件(小林信一君紹介)(第八〇九一一一)

同(嶋崎讓君紹介)(第八〇九二二二)

同外一件(土井たか子君紹介)(第八〇九三三三)

国立学校設置法等の一部を改正する法律案反対

に関する請願(嶋崎讓君外八名紹介)(第七九八

〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共

済組合からの年金の額の改定に関する法律等の

一部を改正する法律案(内閣提出第一一三三)

〇田中委員長 これより会議を開きます。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共

済組合からの年金の額の改定に関する法律等の

一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。野田毅君。

〇野田(毅)委員 まず、初歩的な質問から入りた

いと思ひますが、現在年金制度あるいは健保の制

度についていろいろな制度があるわけでありま

す。御承知のとおり、厚生年金制度あるいは政府管

掌健康保険制度などがあるわけでありま

すが、このほかに昭和二十九年度でございま

すが、私学共済制

度を取り入れられたわけでありま

す。これらの関

係は一体どういう形になっているのか、こうい

う

特別の制度を設けた趣旨といひますが、そうい

うものについて、初歩的な質問であります

が、お伺

いをしておきたいと思ひます。

〇安嶋政府委員 社会保障制度といひましては、

医療保険につきましては、御指摘のように健康保

険という一般的な制度がございま

す。また年金につきましては厚生年金という制度があるわけ

でございますが、そのほかに共済組合という制度が

御承知のとおりあるわけでございます。国家公務

員につきましては国家公務員共済組合法、地方公

務員につきましては地方公務員共済組合法という

法律があるわけでございます。

(委員長退席、森(喜)委員長代理着席)

問題を学校教育の關係に限って申し上げます。な

らば、国立学校の教員は国家公務員共済組合法に基

づく文部共済組合に加盟をいたしております。それ

から公立学校の教員は、地方公務員共済組合法

に基づきまして、公立学校共済組合に加盟をいた

してあるわけでございます。私立学校は、国立

学校と異なりまして公務員ではございません。そ

うしたことから、昭和二十九年度以前、つまり私

立学校教職員共済組合法が制定されます以前は、健康

保険法あるいは厚生年金保険法の対象であつたわ

けでございますが、しかし私立学校といへども学

校教職員という点から考えますと、これは国立

学校の教職員に比べて別個のものではないわけ

でございます。私立学校教育の振興をはかるという

ことを考えますと、やはりその中核であるところ

の教職員の処遇、福利厚生、やはりこうしたもの

を充実していくことがきわめて大切であるという

ことで、私立学校の教職員につきましては、国

立学校の教職員と同じような共済制度を実施した

いということ、二十九年度にこの私立学校教職員

共済組合法が制定施行された、こういうことかと

理解いたしております。

○安嶋政府委員 この私立学校教職員の処遇、福利、福祉等の改善をはかるといふ見地からいたしますと、御指摘のとおり、全員が私学共済組合に入るといふのがたてまえてございまして、この私立学校教職員共済組合法のたてまへも、そういうふうにでき上がつておるわけでございます。ところが、二十九年の一月に発足をいたしました当時、すでに厚生年金あるいは健康保険に加盟をしておった教職員がかなりおったわけでございます。その当時の考え方といたしまして、そういたします方々の期待権と申しますか、あるいは既得権と申しますか、そういうものを保障をしたいということ、そうした方々につきましては選択を認めないで、それで、そのときの選択の単位が、ただいまお話がございましたように、学校単位のもの、選択ということが行なわれました。その結果、同一学校法人でございしても、たとえば本学は入っておるけれども高等学校は入っていないというふうなことも、あるいは高等学校は入っているけれども中学校は入っていないといったような、そういう

そこで二十九年に選択を認めた場合に、ある程度のものはこちらに入つたわけでございますが、入らなかつたもののがかなりあつた。それはなぜかういうことになつたかと申しますと、当時は私学共済という制度が発足当初でもございまして關係上、いささか先行き不安定だといふふうに見られておつたといふようなこと、それから短期給付について申しますと、健康保険組合を結成しておりまして大学につきましては、給付水準が高いものでございまして、比較的安い掛金で比較的安い給付が受けられます。それが私学共済に入りまして、そももいかないといふようなこと。それから私学共済に入りますと、すでにごさいました健保組合が解散をするといふようなことになるわけでございまして、そうした場合の残余財産の処理等についても問題があつた。こうした事情からいへば、未加入校が今日なお残つておる、こういうこととございまして、それについてまた御指摘のようないろいろな問題が起きておるといふのが現状でございます。

○安嶋府委員 適用除外校の数でございますが、百十五校、学校数にいたしまして全体の一二・二％、教職員の数にいたしまして約三万人、全体の四一・一％でございます。これは両方入っていない学校でございますが、短期、長期のいずれか一方に入っておる学校等を含めてあれいたしますと、未加入校は百七十一校、全体の一・八％、教職員の

○野田(毅)委員 いまお話しのとおり、そういう最初に選択を認められておった、そのときに希望しなかったのが、そのまま未加入校として今日に至つておるといふことでありますが、そのときの事情はともかくとして、今日に至つて、やはり私学共済に加入をしたいというふうに希望をしておる学校がかなりあると聞いておるわけであります。が、そういう点は、現実には大体どのくらいの学校が希望しており、それからそれをそういう理事者もあるいは教職員も入りたいというふうに希望しておるなら入れてやつてもいいじやないかという気もするわけです。それを入れてやろうとする場合に、何か具体的障害といひますが、そういうものがあるならお聞かせを願ひたいと思ひます。

入校の中で、相当数が加入を希望しておるわけ
でございます。その総数は、私ども全体の約七〇％
というふうに考えておりますけれども、はつきり
と加入を希望するという学校数は全体の約四〇％
でございます。それから大勢に順応するという学
校が全体の一四％ございます。それから加入につ
いて態度を検討するという学校が一六％ございま
す。そうしたものを合わせますと、約七〇％になるわ
けでございます。こうした法人につきましては、
加入の余地が認められるならば私学共済に加入を
申し出るであろうというふうに、いま推測をいた
しておるわけでございます。中には加入をしない
ということをはつきりと申しておる法人もないわ
けではございませんけれども、全体といたします

と、ただいま申し上げましたように約七割程度のものが私学共済への加入を希望しておるというのが私どもの見込みでございますし、また関係者の調査によりましてそのような資料が出ておるわけでございます。

そこで、こうした未加入校が私学共済に加入するということについて、どういう問題点があるか

それからもう一つは、社会保障制度というのは一元的に運用されるということがたてまえてあり、理想である、そういう観点から考えると健保なり厚年なりという制度に一本化していくということが、やはり今後の方向であつて、現に健保、厚年に入っている者をわざわざ抜き出して私学共済に入れるということは、そうした基本的な方向にも反するのではないかということ。

それから、全員を法的に強制的に健保、厚年か
ら抜くということになりますと、特に健保組合に
つきましては、さつき申し上げましたように、健
保組合のほうがその組合員にとつてはいろんな
点で有利だということがございまして、そうし
た人々の利益を侵すことにもなるではないか。

第一、健保組合を結成している学校の中で、私学
共済に積極的に入りたいというところでは少
ないではないかといったような議論等がござい
ましてなかなか話し合いがつかないというのが
現状でございまして、問題点と申しますれば
そういうことが問題点かと思ひます。

○野田(毅)委員　いまお話を伺っています、文部省の局長さんとしては、なかなか思い切ったところをおそらく言えないと思います、やはり厚生省とのいろんなからみ合いもあるでしょうし。しかし、そもそもこういう私学共済制度が存在する理

由という点からいふならば、それは同じ年金制度であるとかということも申しても厚生年金制度、別の制度をつくったときの趣旨にやはり帰つて、もう一ぺん再検討してみなければならぬといふふうにも考えるわけでございます。ここには厚生省の方おられないので、言つてもこれは水かけ論になると思つたので、この問題については一応この程度にしておきたいと思つた。

ところで、長期給付の問題であります。この長期給付に対する国庫補助率というものは厚生年金のほうでは一応百分の二十でございますが、こうなつておるわけですが、私学共済のほうは百分の十八といふことになつており、そこに差がある。しかし、これも単なる国庫補助率の点だけから一がいに判断はできない面がもちろんあるわけであり。そのほかに、本人の負担割合というやうな面から見ると、今度は同じ教職員の間でも国立学校あるいは公立学校あるいは私学というやうな間で、若干ではありますけれども、やはりそれぞれの間に多少の差があるといふわけであり。こういう点について、同じ年金制度であるわけであり。それから、やはりできるならば同じやうな形にしておくのが望ましいのではないかとこのやうなにも考えるわけでございます。これにはいろいろ沿革があり、それぞれの理屈づけもあるかもしれないが、それは一体どういふ事情でこのやうなことになるのか、ちよつと御説明をいたしたいと思つた。

○安嶋政府委員 私学共済に対する長期給付の国庫補助率でございますが、現在は御承知のとおり給付費の百分の十八でございますが、昨年十六から今日の十八に引き上げられたわけでございます。沿革的に申しますと、発足当初の二十九年年度におきましてはこれが一〇%でございました。それから三十年年度に一五%に引き上げられ、四十一年度に一六%になり、昨年ただいま申し上げましたやうに一八%に引き上げられた、こうした経過でございます。

私学の教職員の給与が、一般的に低いわけでは

ございますが、その特殊事情をいたしましては、給与が比較的低い幼稚園教員の占める割合が非常に高いといつたやうなことがございます。また、私学の経営も、御承知のとおり必ずしも楽ではないといふやうなことで、それから厚生年金につきましてはすでに百分の二十の補助率を実現されておるというやうなことから、年来これを厚生年金並みに百分の二十に引き上げていただけではないかといふことで概算要求をいたしておるわけでございます。しかし他方、農林年金あるいは国共済、地共済等との関連もございまして、今日なお厚生並みといふところにはいつていないわけでございますが、今後ともそうした問題につきましては十分検討してまいりたいといふふうに考えております。

○野田(毅)委員 いまそういう国庫補助についてのお話があつたわけでありまして、私申し上げましたやうに、本人負担割合の面でもやはり差がある、また給付水準についても厚年等に比べると必ずしも平仄が一致しておらない、ある所得段階で有利、不利の関係が逆転しておるといふやうなこともあるわけで、やはりさつき申し上げましたやうに、同じ年金制度なんだから、その辺は平仄を合わせられるんじゃないかといふやうな気もいたしますので、その辺はひとつ改善方御努力をお願いしておきたいと思つた。

ところで、今回国共済あるいは地共済、そういうやうな点で年金改定法案が出ておるわけであり。そのやうな中では退職年金の最低保障額の引き上げ、あるいは遺族年金受給資格期間の短縮といふことについて、そういう措置を講ずることを明文化して提案がなされておるわけであり。これはこの私学共済の場合にはどうなつておりますか。

○安嶋政府委員 私学共済法は、御承知のとおり国共済法の主要規定を準用いたしておるわけでございますが、今回国会に提出されております国共済法におきましては、御承知のとおり厚生年金保険における定額部分、それから障害年金及び遺族年金の最低保障額の引き上げに伴ひまして、国

共済法自体におきまして、共済組合の退職年金、廃疾年金、遺族年金の最低保障額を引き上げる、あるいは通算退職年金の額も引き上げる、また遺族の要件も緩和するといふやうな措置が講じられることになつておるわけでございます。先ほど申しましたやうに、こうした国共済法の改正がそのまゝ私学共済に準用されるということになつておるわけで、それが成立をいたしますならば、いわば自動的に私学共済につきましてもそうした改善が行なわれるということになつておるわけでございます。

○野田(毅)委員 そうしますと、既裁定年金の引き上げやあるいは最低保障額の引き上げ、また遺族年金受給資格期間の短縮といふやうなものは、長期経理の収支といふんですか、財源率に大きな影響をもたらすかと思つたのですが、この点は一体どうなるのでしようか。またそれについて今後どういふふうな処理していけるおつもりなのか、御説明をお願いしたいと思います。

○安嶋政府委員 今回の法改正によりまして増加する財源率は、千分の二・六五といふふうに考えられるわけでございますが、全体として申しますと千分の三・二五でございます。この中から、先ほど申し上げました国庫補助の百分の十八を差し引きしますと、千分の二・六七になります。内容としては、既裁定年金の引き上げ、最低保障額の引き上げ、それから遺族年金受給資格の短縮といふやうなことがその内容になるわけでございますが、この不足分につきましては、年々国庫補助でもちまして財源調整費といふものが支出され、それが積み立てられておるわけでございます。また、また利差益といふものもございます。利差益は、御承知のとおり財源計算上は五分五厘といふことになつておりますが、実際の運用にいたしましては七厘前後になつておりますので、その利差益も相当な額になつておりますので、さしたる当でございまして、この辺は法定割合では一体どう

経理における資産の運用状況といふんですか、それを少し詳しく御説明をお願いしたいと思います。

○安嶋政府委員 四十六年度末における長期経理の資産の総額でございますが、これが約六百七十二億でございます。この資産は経理規定によりまして三つに分類されておるわけでございます。その第一は一号資産と私ども呼んでおりますが、預貯金、信託、有価証券の購入あるいは私学振興財団への貸し付け等が内容でございます。総額で五百六十二億といふことになつております。

第二は二号資産と呼んでおるものでございまして、不動産あるいは組合の行なう事業のうち不動産取得に対する貸し付けでございます。これが約三十億でございます。やや詳しく申し上げますと、業務経理に対する貸し付け、事業の内容といたしましては職員住宅の購入でございますが、それが約一億、それから保健施設、医療施設、宿泊施設等の保健経理に対する貸し付けが約十七億、それから土地建物、上水道の利用権等に対するものが約十億、計二号資産といたしましては約三十億のものがございまして、それから三号資産といたしましては、短期経理への貸し付けが約十八億、それから組合員の福祉のための貸し付け経理に対する貸し付けが六十一億でございます。三三資産の総額といたしましては約七十九億、こういう形になつております。

○野田(毅)委員 いま御説明を伺ひまして、第一、二、三、三と分けておるのですね、特に二、三、三と分けておるのですね、この両面における運用といふものが、いわば組合員に対する還元融資的な色彩を持つておると思つたわけであり。いまの御説明を伺ひますと、総額の六百七十億ぐらいのうちの八三・三%が第一号資産といふことで、組合加入者に対する福利の増進あるいは加入者に対する貸し付けといふものが、きわめて割合が低いわけであり。この辺はちよつと低過ぎるんじゃないかといふ気もいたしておるわけであり。この辺は法定割合では一体どう定められておるのでしょうか。

りこういう短期経理の問題について、根本的には給与水準の問題がからんでくるかと思ひます。国公立学校の教職員の給与水準、それと比較した場合の私立の教職員の給与水準という格差の問題、こういう問題が根本的には国公立のあり方、あるいは私立のあり方、特に授業料のあり方などの問題にも関連して、非常にむずかしい問題に発展してくるだらうと思ひます。しかし、当面の問題として、やはり医療保険について、政府管掌健保というものがあつたわけでありまして、こういう給与水準の低いという私立共済について、やはりそういう政管健保との権衡上、何らかの将来国庫補助というふうなことを検討してもいいのではないかというふうにも考えるわけでありまして、この点はいかがでしょうか。

○安嶋政府委員 国共済、地共済の短期給付等との関連もございまして、非常にむずかしい問題かと思ひますが、私もといたしましては、御指摘の方向で今後とも検討してまいりたいというふうな考へておる次第でございまして。

○野田委員 終わります。

○内海(英)委員長代理退席、委員長着席

○田中委員長 山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 昨日の衆議院本会議が午後八時から始まるというふうな、たいへん夜おそく開会をされまして、従来の国会の慣例からすれば、上程されるはずのない決議案が急遽上程されることになり、討論にも立つというふうなことがありまして、たいへん準備が不足でございまして、あまり十分な質問はできないと思ひますが、若干のことをひとつお尋ねをしたいと思ひます。

私学共済の質問に入ります前に、ちようど與野文部大臣、それから管理局長さんもお見えですからお尋ねしておきたいと思ひますが、それは過般当委員会におきまして、義務教育諸学校の施設費国庫負担法について私若干のお尋ねをいたしまして、その際、幾つかの宿題を文部省にお与へておいたわけでありまして、その点についてお伺いをしたいと思ひます。

一つは、地方自治体の議会が、地方自治法第十九条二項による意見書を提出するということにがしはばあるであらう。場合に依りましては、地方財政法二十条による意見書というものがあつて出たことがある。そういった地方自治体の住民の総意を代表する意見書というものが文部省に來なから、一体幾つもの意見書が來ておるかも当時文部省はわからぬという状態でございまして。そういうことでは不親切ではないか、したがつてこれからは、地方自治体からの意見書等が参つた場合、文部省が発行してあります広報にその処理状況等を報告するとか、あるいは直接自治体に対して返答するとか、そういう地域住民の意向というものを尊重する文部行政を行なうことが至当ではないかというのを申し上げておきました。これに對して、文部省もたぶん御検討したんだらうと思ひますが、どのような処理をすることにしたのでしょうか、御報告をいただきたい。それが第一です。

第二は、文部省が年々地方の教育委員会あるいは学校等を通じて、地方教育費の調査というのをやつておられる。この調査をするにあつて、教育費の基準財政需要額が当該市町村に一体幾ら行つたか、それに対して実支出は幾らであつたかというのを比較検討して表も出しておられる。しかるに、質問をいたしましたら、どうもこの基準財政需要額を、どうとらえておられるのかという点については、自治省と文部省とが十分協議をした上で、せつかく公費を使つて調査をしておられるわけでありまして、その調査が正確で、しかも、地方教育委員会あるいは地域の学校なりが、はたしてうちの自治体は教育をほんとうに尊重した財政運営をやつておられるのかどうかというところが、正確、的確にとらえられようか、そういう調査にすべきではないのかということをお指摘を申し上げておきました。たぶんその後文部省と自治省との間に協議等も進んでおられるのだらうと思ひますが、この点についてどのような協議をし、今後文部省が行ないます地方教育費の実態調査にどのようなに生かされていくのか、この点についてまず冒頭お伺いしておきたいと思ひます。

○奥野國務大臣 先般、たいへん貴重な御意見をいただいたと思つております。

第一の、正規の地方公共団体の意見書につきましては、文部省から御返事を差し上げております。自來水というふうなことでございまして。

第二番目の、教育費に關する調査のうちで、特に地方交付税法上の基準財政需要額とのからみの問題、各地方公共団体の間でアンバランスがあり過ぎる。その後、文部省と自治省との間で再三打ち合わせを事務的にしてくれました。その報告によりまして、調査項目、資料のとり方等については、さほど不都合なものはない、問題は、それに基づいて報告書を作成する、あるいはこれを受けとらうとして、自治省側もそういうことについて協力しようといつてくれているようでございます。これもたいへんよい御指摘をいただいたと思つておるのでございまして、この次には必ず改善された結果が出てまいるもの、かように考えております。

○山口(鶴)委員 明確な御返事をいただきまして、この点は了解いたしました。せつかく地方行政にお詳しい文部大臣が誕生いたしました機会に、自治体の意見書を尊重する、それからまた各市町村の教育費の状況が一体どうなつておられるかというのを的確にとらえて、そして現実に義務教育を実施している市町村の教育予算というものが、十分充実されているという方向を、文部省として強く打ち出している。ただ、そのことを強く期待をいたしたいと思つて、それ以外のよいことを與野さんには大いに一生懸命やつていただきたいというのをお願いいたしておきました。そちらのほうの要望は、その後国会の推移を見まして、必ずしも十分でない点は遺憾に存じます。

今回の法改正の中心は、昭和四十五年度以前に退職をされた方々の長期給付、年金を三・四％引き上げる、昭和四十六年度の退職者については一〇・五％引き上げるというのが中心であります。このことにつきましては、国共済、公企体共済を審議いたします大蔵委員会、地方公務員共済を審議いたします地方行政委員会では、私は実は毎年の年金の改定率の問題については議論をいたしてまいりました。

昭和四十五年以来恩給法改定の一つのルールというものが確立をいたしました。山中総務長官の時代でありますけれども、昭和四十五年、昭和四十六年、昭和四十七年、三千年を通じてやつてまいりました恩給改定のルール、それが共済組合にもそのまま右へならへになるわけでありまして、このルールは、若干の前進ではあつたと思ひますが、それ以前に比べれば、しかし、重大な欠陥というものがある。大臣もヨーロッパ先進国等の公的年金の改定ルール等については御存じだと思ひますが、すでにそういう国々においては、スライド制というもの確立をしております。ところがわが国の場合は、特に昭和四十五年以前におきましては、予算編成時のどきどきの中で、いわばつかみみたいな形で恩給の改定というものが行なわれる。それに共済のほうで右へならへする、こういった何のルールもない形でやられてきた。

その後昭和四十五年以降一応新ルールというものができましたが、しかし、公務員賃金の本俸の上昇分をまるまる見るという、そういう意味でのスライド制というものにはほど遠い状況であつた。公務員の本俸の給与改定率をAとし、消費者物価の上昇率をBとするならば、Aマイナスイカける十分の六プラス消費者物価の上昇率Bとして改定率を算出する、そういう方式であつたわけですね。それでは結局本俸の上昇分の四割というものがネグレクトされる、こういう形にならざるを得ないわけです。そういう方式ではだめではないかということをお繰り返し主張してまいつたわけでありまして、なかなか政府はこれを改定しよう

となさなかつた。しかし、今年の改定におきましては、従来の方式と異なりまして、公務員の本俸の改定率をそのまま見るといふ形に踏み切られたことは、私は、これは一歩前進として一応評価をいたしたいと思うのです。しかし、私は、これを実施するのがあまりにもおそきに失したのではないかと、こう思います。結局、今回の改定は、公務員の給与改定率をそのまま見た、その限りでは一応評価をされるわけでありましたが、問題は、それ以前の不利というものは、結局現在の年金を受給しておられる方々についてはそのまま残るといふ形になるわけです。もちろん、七十歳以上の方方に対する四号俸の措置とか、若干の改定も見えておりますけれども、それをもつても十分ではありません。この点総理府の恩給問題審議室の室長さんもお見えのようでありますが、すでに年金を受給しておられる方の不利というものは依然として残る、この問題について一体どうお考えでありますか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○海老原説明員 御説明申し上げます。

恩給におきましては、昭和三十四年の公務員給与がいわゆる二万円ベースでありましたところ、これに少しく減らしまして三十七年に合わせたのでございますが、この時点において、いわゆる二万円ベースというものが、公務員給与と全く同じ水準でやっております。その後御指摘のようないろいろな事情がございまして、昭和四十三年に恩給審議会の答申が出、この恩給審議会の答申によりまして、原則として物価はすべて見る、物価のほかさらに公務員給与が物価を上回ることが非常に多いわけでございますが、その上回った分については六割相当分、これは職務給相当分ということで六割を見るという、御指摘のとおりの方式で、昭和四十四年以來四十七年まで増額改定してきたわけでございます。

その結果、昭和三十四年の水準を一〇〇といたしますと、恩給では二・八四倍という水準になっております。それに対して、公務員給与は三・二五倍という水準になっております。公務員給

与は、現在私どもがいたしております昨年改定のありました最新の給与といたしまして、三・二五倍ということになっております。そういたしますと、公務員給与を一〇〇といたしますと、恩給は八七くらゐの水準にある、一三〇%のお不足しておるといふ状況でございます。この一三〇%についてどのように考えるかという御質問でございますけれども、これについては今後十分に検討したいかなければならない、かように考えております。

○山口(鶴)委員 かつて総務長官をやられた方もおいででありますけれども、いまお答えがあったような状態ですね。正確に言えば、昭和三十四年を一〇〇とすれば、公務員給与の本俸の実額は二八四・〇六、それに対して年金の指数は二八四・〇六、そういうわけでありましてから公務員給与の本俸のほうは三・二五八四倍であるのに対して、年金のほうはわずかに二・八四〇六倍にしかならない、こういうことだと思ひます。

これについては、この不利は十分お認めになって、その事実を踏まえた上でこれから検討したい、こういうようなお答えだったわけでありまして、一体どうなんですか、いつごろまでにこの格差というものを完全解消する気なんですか。それとも、そういう不利というものは認めつつも、それに目をこらして、まあまあこの程度の状況になつていけばいいというつもりで総理府はおられるのか、この点一体どちらですか。

○海老原説明員 ただいま御説明申し上げたとおりの一三〇%の水準の違いということがあるわけでございます。この問題については、今後十分に前向きに検討したいと考えております。

○山口(鶴)委員 まあ前向きに検討したいということでは、ある程度改善をしていきたいということですか、ないのですか、はつきり答えてください。前向きに少しは直していこう、しかし完全にそろえるということとはやりたくない、こういうことなのか。あるいはそろえるまで改善をしたいということなのか。いかがですか。

○海老原説明員 この問題につきましては、事務局からお答えするのにもさかた当でないかとも思ひますけれども、他の委員会での私どもの大臣、総務長官の発言などから、非常に前向きな姿勢で取り組んでいかねばならないと思つております。

○山口(鶴)委員 内閣委員会におけるわが党の大会委員と、坪川総務長官との質疑のやりとりの状況は、議事録で拝見をいたしました。しかし、これは内閣委員会の議論であつて、私学共済は、結局恩給ルールに右へならえするわけなんですから、そういう意味では、この文教委員会として、政府の方針を明確に聞きたいと思ひまして、実は大臣はどうだと言つたら、大臣はどうも他の委員会に出席で来られぬ、それでは小宮山副長官に出席をしてもいい、こう要求したのですが、何か小宮山君も、本日衆議院内閣委員会に出るとかで出席できぬということございまして、結局、海老原さんしかおいでにならなかつた、こういうことなんですかけれども、私はこれじゃ困ると思ひます。

したがつて、委員長、私学共済は恩給ルールに右へならえして改定をやつていくわけですから、文教委員会は文教委員会として、やはり事務当局ばかりではなしに、ただいまの御答弁を聞いていただいてわかると思うのですが、大臣に出てこいと言つても、これは場合によつては無理かと思ひますが、そうでなければ、少なくとも政治家である副長官に御出席をいただいて、私学共済としては、将来一体どうなるんだということについて、明確な返答をいただいておきたいと思ひますので、本日は無理ならば、次回でもつてそのような機会を設けていただくように、強く要請をいたしておきます。いいですね、委員長。

○田中委員長 あとで相談をいたします。

○山口(鶴)委員 まあ理事会でひとつ相談をしてください。

共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部改正について社会保障制度審議会の答申というのがございまして、これを見ますと、「自動スライド制の措置は今回、見送られていたが、十分その内容を検討したうえ、速やかにその実現をはかられたい。」とあります。

スライド制の実施につきましては、何回も国会で議論になり、山中総務長官等からそれぞれ前向きな答弁をいただいております。ただ、スライド制を実施した場合に、この財源率が一体どうなるか、負担区分を一体どうするか、影響するところをわけて大であるので、まず事務的に十分詰める必要がある、こういうことで、公的年金連絡会議というものをつくつて、事務的にこれを早急に詰めますという答弁だったわけですから、そうして、事務ベースでの議論がある程度煮詰まった段階で、給与関係関係会議等にあつて、最終的に政治的な判断をやつて、すみやかにこのスライド制実現をはかりたいというものが、歴代の政府の責任者の御答弁だったわけでありまして、

そういう観点からお尋ねしたいと思ひますが、この公的年金連絡会議でスライド制についてはどのような議論をして、今日までの程度まで問題が煮詰まつているのであります。この点、同じく総理府のほうから御答弁をいただきたいと思います。

〔委員長退席、内海(英)委員長代理着席〕

○亘理政府委員 お答えいたします。

ただいまお話がございましたように、公的年金につきましては、関係各省の事務当局が集まりまして、公的年金制度調整連絡会議という場で現在検討を続けているわけでございます。これは元来、経済的ないろいろな条件の変動によつて、年金の実質価値を担保するための年金額の改定の基準及び方式を求めようということであるわけでございますが、全体としての基準、方式を一挙に求めることはなかなか困難であるということで、四つのグループに分けまして検討を続けておること、すでに御承知のとおりでございます。

昨年、先生から御質問をいただきましたから以降一年間におきまして、しばしば会議を開きまして、総会、幹事会あるいは小委員会、それぞれ何回か開いております。それから各グループごとにも四、五回ずつ検討を重ねておるのでございますが、現在までの検討状況について申し上げますと、まず一番大きな民間グループにつきましては、これは厚生年金、国民年金、船員保険の関係でございますが、関係各省のグループにおける検討、さらに社会保険審議会、国民年金審議会等の審議を経まして、現在消費者物価を基準とするスライド制の改正法案を御審議いただいております。

公務員グループにつきましては、これも厚年等におきまして消費者物価による自動スライド制が導入されることに関連しまして、公務員グループの各共済におきましても、消費者物価による自動スライド制を規定することの適否について検討いたしましたわけですが、いろいろの御意見がございまして、結論は得られなかつたわけでございます。そこで、先ほどお話がございましたように、本年は、恩給年額の改定にまいりました。公務員給与の改善率によって年金改定を行なうというふうにいたしておるわけでございます。

私学・農林グループにつきましては、私立学校教職員、それから農林漁業団体職員の給付体系が公務員に準ずることになっておりますので、公務員グループに準じて検討が進められておるところでございます。もちろん、私学・農林の給与体系等における特殊性があるわけでございますが、さらにこれらの点についても検討を続けておりますけれども、やはり基本的には公務員グループの検討結果を待たないとなかなか進みがたいという実情にあるわけでございます。

労災グループはちよつと特殊でございますが、以上のようなことで事務的にいろいろ勉強をいたしております。昨年も先生からおしかりを受けておりますけれども、なかなか思うように進んでおらないということは遺憾でございますが、実情は

そうしたようなことでございます。

ただ、お話もございましたように、民間グループにおきましては、消費者物価による自動スライド制が実現し、それから公務員グループにつきましまして、これは制度的なスライド制ということではございませんが、実質的な改定方式の前進があったというところはお話のとおりでございます。それだけの制度の目的、沿革を異にいたしまして、給付の体系、財源の体系をそれぞれ異にいたしまして、なかなか簡単に結論は見出しがたいわけでございますが、一歩一歩少しずつでも前進するようになり、さらに検討を続けてまいりたいと思っております。

なお、私学・農林グループの中におきまして具体的にどういう御議論がございましたかという点につきましては、文部省において幹事官庁をやつていただいておりますので、そちらのほうから申し上げるのが適当かと思っております。

○山口(鶴)委員 せっかく総理府の方の御答弁です。その私学・農林グループでは今日までスライド制についてどのような議論をし、どのような報告が出ておりますか、お伺いしたいと思っております。

○安嶋政府委員 公的年金制度調整連絡会議の概況につきましては、審議室長から御答弁があったとおりでございますが、その中にもございましたように、私学共済は、公務員グループ全体の討議の状況を見なければ、これだけで単独で結論を出すというところは困難なわけでございます。御承知のとおり、私学グループの中には、農林共済グループもあるわけでございますが、この両本とも立場は同じかと思うわけでございますが、やはり公務員グループの結論を見て結論を出さざるを得ないという、きわめて抽象的なことで恐縮でございますが、そうしたことが審議の経過内容といふことでございまして、そちらのほうの様子を見詰めておるという状況でございます。

○山口(鶴)委員 亘理さんの御答弁も、安嶋さんの御答弁も、たいへん不満であります。山中総務

長官が答弁をいたしました際には、少なくとも山中さんの総務長官としての任期中には、公的年金連絡会議の議論を煮詰めてもらつて、そしてスライド制については勇断をもつて実施をするくらいは答弁まで実はいただいておつたのであります。が、山中さんはすでに総務長官の座を去られ、現在坪川さんが総務長官であつて、そういう中で、なおかつたまいお答えいただきましたような状況しか、公的年金連絡会議の議論が進んでいないといふことは、非常に残念であります。一体いつごろまでにその議論が煮詰まるのですか。大いに議論をいただいておりますが、よくわかるわけでありませんが、小田原評定でいつまでたつても答えが出ぬといふことでは困るわけなんでありまして、一体いつごろまでに議論が煮詰まる御予定でありますか、お伺いをいたします。

○亘理政府委員 それぞれの各種年金におきましては、その沿革、目的、体系を異にしております。技術的にも非常にこまかい点の相違等もございまして、大きくは負担区分をどうするかというふうな問題もございまして、鋭意勉強はしております。それから、これからの勉強はいたすつもりでございます。結論を見出し得るかといふことについては、明確な見通しを申し上げかねるのには申しわけないと思ひますが、そういう実情でございます。問題が問題でございますので、やはり議論を重ねまして、年々少しずつでも前進させていきたい、そういうつもりで努力をいたしたいと思っております。

○山口(鶴)委員 四つのグループがありまして、それぞれ沿革が異なつていて、そういう中で統一した一つのスライド制の方式を見出すことがなかなかむずかしいという点は、私もよく決して否定するものではありません。しかし、その中でも、特に公務員グループ等は、昔から恩給法という制度があり、その後国公、地公あるいは公共企業体等の共済組合という形になって現在に至つて、長い歴史を持つ制度でありますから、せめて公務

員グループぐらゐはすみやかに方式を確立するといふことがあつてしかるべきじゃないかと私は思ふのです。この点はどうか。

○亘理政府委員 公務員グループの幹事官庁をつとめております大蔵省から、担当次長が参つておりますので、御答弁いたします。

○辻政府委員 公務員グループにつきましては、先ほど審議室長からも一部お答え申し上げたとおりでございますが、今回厚生年金におきまして、消費者物価による年金の自動スライド制が導入されることに関連いたしまして、実は公務員グループの共済法におきましても、消費者物価による年金の自動スライド制を取り入れることはどうであろうかといふことにつきまして、検討いたしましたわけでございますが、結論が得られなかつたのでございまして、そこで当面、御承知いただいておりますように、従来どおり恩給の改定にまいりまして、四十六年度、四十七年度の公務員給与改善率を基準といたしまして、共済年金の改定を行なうこととした次第でございます。

なお、年金額のスライド問題につきましては、公務員グループ内の各制度の相違点の調整なども含めまして、今後の共済年金制度全体のあり方についての基本的な問題として今後検討を続けてまいりたい、かようなことでいるわけでございます。

○山口(鶴)委員 どうも残念なお答えであります。そのような状況では、いま世界の国々がいずれも福祉国家確立を理想として施策を進めており、いままでのような経済成長一点ばかりから、人間優先、福祉優先の政策に転換をするといふことにつきましては、自由民主党の諸君も、昨年の総選挙で大いに演説をぶち、また今七十一特別国会の開会冒頭、田中総理もそういう趣旨の施政方針演説をやつておるわけですね。したがしまして、私も社会党を中心とする野党四党としましては、この際国民年金、厚生年金、各種共済組合の抜本的な施策を確立する必要がある、文字どおり社会保障の水準の向上、福祉優先の立場に立つて、野党四党と

して厚生年金の改正案について提案を申し上げ、また国家公務員、地方公務員、公共企業体職員の共済組合法につきましても、野党四党としての対案を示していることは、これは政府もよく御存じだろうと思うのです。この考え方は、消費者物価によつてスライドするというような方式では、年金生活者の生活を守ることはできない。少なくとも退職時の給与の六割をすべての人たちに保障する。そうして当然賃金水準が民間において変わっていくならば、その賃金水準の変化にそのまま自動スライドする、公務員の場合も同様に公務員賃金の上昇にそのままスライドする。そういう方式を確立するためには、何といひましても負担区分あるいは年金の現在の積み立て方式ではだめであつて、賦課方式に大胆に転換をする必要がある。

〔内海(英)委員長代理退席、委員長着席〕特に共済組合につきましても、国と組合員の負担が五〇、五〇でありますのを、国の負担の割合を七〇、組合員の負担の割合を三〇というふうな負担区分を大胆に変えなければならぬということも提案をいたしているわけでありませう。

そこで私は、奥野大臣にお伺ひしたいと思うのです。奥野大臣も御存じだろうと思いますが、私も地元におきまして、退職公務員連盟というのがございませう。退職公務員連盟の総会等に出まして恩給の改定、共済組合の改正というのはいくどなつてゐるのかということについて説明することでもございませう。また全国的に、教職員を退職された方、婦人教師の会等におきましても、毎年のように私出席いたしまして、その年の恩給改定、共済組合の改正の方向、わが党が国会でどのような立場で議論をしたかということについて報告もいたしております。

そういう中ではいろいろ伺うわけですが、地方の退職公務員連盟へ行きますと、その大多数は学校の先生方です。しかも、そういう方々が、いまだどうやって生活をしておられるかということをお聞きすると、大体が保険の勧誘員なんかを一生懸命やっておられるわけですね。何も保険の勧誘

が私は悪いということをお申しわけありませんが、そういう苦勞な仕事をしなければ最後の生活が安定しない、こういう状況を私は見まして、私もかつて九年間教師をしたことがあるわけでありませう。私どもの大先輩がそういう苦勞をしながら生活を続けておられるということを見まして、まことに申しわけがないという気持ちで一ぱいでありませう。

私は、そういう意味で、特に恩給受給者の中心になつてゐるのがこの学校の先生方であるという状況から見て、今日まで社会保障制度審議会がしばしば自動スライド制についても答申しながらさつぱり進んでいない。また私も国会で声を大にしてこの問題を主張いたしました。政府としては、そういうときは調子のいいような答申をするのでありますが、山中さんの任期中に実施をするというわけにもいかぬで、しかも本名さん、いま坪川さん、すでに二代の総務長官がかわつておるといふ状況、また野党といひまして、先ほど来申し上げたような趣旨で、年金の抜本的な改善のために法案を提案している、こういう状況を見まして、国務大臣として、この年金のスライド制についてどのような所信をお持ちでありますか、御決意をひとつ承りたいと思ひます。

○奥野国務大臣 いまお話しした退職公務員連盟その他が、つとにスライド制を強調してまいりましたし、私もそういう関係の人たちと絶えず話し合ひを持ってきた一人でございます。でありますので、実質におきましてスライド制が実現される、ぜひそういうふうな持っていくかと思ひます。今般本議の改定率、ずばりそれが採用されることになりましたことは、実質的には実現したのじやないか、私はこう考えるわけでございませう。ぜひ実質的に、少なくとも実現されていくように積極的な努力を将来とも払っていくつもりであります。

○田中委員長 午後一時再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時十分開議

○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。山口鶴男君。

○山口鶴男君 大蔵政務次官に御出席をいたしておりました。お尋ねしようと思つておつたのですが、何か大蔵委員会の御都合だそうで、一言もお尋ねをしないうちに退席されてしまつて非常に残念であります。いづれまた、次回の審議の際にお尋ねをいたしたいと思ひまして、その点は保留をいたしておきます。

それから、辻計局長さんお忙しいそうでございますから、辻さんのほうに先にお尋ねをいたしたいと思ひます。

問題は、ヨーロッパの社会保障のきわめて発達をいたしておりますスウェーデン等北歐諸国あるいは西ドイツ、フランス、イタリーあるいはイギリス等の社会保障の状況に到達いたしますためには、私は午前中にも申し上げたわけでありませうが、何といひましても負担の区分の割合というものを變えなければならぬ。またヨーロッパの国ではすでに定着をいたしました賦課方式に、わが国の年金制度も移行していかなくてはならぬ。この二つは何といひましても私は重要な柱ではないかと思ひます。

そこで、賦課方式にするかどうかということをお尋ねいたします。これは事務当局としてはどうお話しになるだろうと思ひますので、それは一応おきまして、せめて負担区分の問題、私立学校共済につきましても、長期は現在百分の十八、国が補助をいたしているわけでありませう。これも歴史的な経過がございまして、昭和二十九年には百分の十であつたものが、逐次その後、昭和三十年以降百分の十五、昭和四十一年以降百分の十六、そして昭和四十七年以降現在の百分の十

八というふうな、漸次増加していることはけつこうだと思ふのです。しかし、厚生年金は百分の二十、国が補助しているわけですね。それから見ますと、百分の十八といふのはまだまだ低きに失するのではないかと。そう言いますと、いや、国共済とかあるいは地方共済は百分の十五ではないか、きつこういふ御反論をされると思ふのでありますが、これは低過ぎるのでありまして、これを上げることももとより必要だと思ふのであります。そういう中で、百分の十八といふのは低きに失する、せめて厚生年金並みの百分の二十ぐらいに引き上げることは当然ではないかと思ふのであります。いかがですか。

○辻政府委員 ただいま御指摘のございましたように、各種の年金に対します国の補助率につきましてはいろいろと差異があるわけでございませう。お話にもございましたように、厚生年金は二〇％、国家公務員共済の場合には一五％、私学・農林共済の場合には一八％となつてゐるわけでございませう。

まず第一に厚生年金と共済グループとの間に差のある理由でございませうが、御承知のように共済年金につきましては、年金額算定の基礎給与のとり方が違つておるわけでございませう。それからもう一つ年金の支給開始年齢が違つておるわけで、共済年金でございまして五十五歳から支給を受けられるわけでございませうが、厚生年金の場合でございまして、六十歳からでないと支給を受けられない。つまり五年間支給期間の差があるわけでございませう。そういう差を勘案いたしますと、共済年金の給付水準は厚生年金の給付水準より高いわけでございますので、ただいまのお話でございますように、補助率を厚生年金並みにいたしますとかえつて均衡がとれないのではないかと、かような考えから差を設けているわけでございませう。それから、私学共済の場合には、国家公務員共済よりも補助率が高くなつております。三％上積みいたしておりますが、これは制度内容としては同じでございませうけれども、給与面などに差がこ

○山口(鶴)委員 その点は了解いたします。法律

ますけれども、先ほども申し上げましたように、支給開始年齢が厚生年金が六十歳であるのに対して共済年金は五十五歳でございます、その

ものがあられるわけでございますが、ただいまの御質問に即してお答えを申し上げますと、私学共済の退職年金受給資格者約四千五百人くらいと考えて

いうものについて、大臣どうですか。この際、

改善をするという気はございませんか。

○奥野国務大臣 最低保障の額が引き上げられまして、いろいろふつり合いな問題が出てきています。しかし、いづれにしても、各共済共通の問題でもございまして、やはり各共済間にわたりましたに検討しながら、どう善処していくかということを検討しなければならぬ、こう思っております。

○山口(鶴)委員 この問題は、共済制度の一つの欠陥だろうと思うのです。こういう点は、やはりすみやかに是正するように、政府の努力を強く要請をしておきたいと思ひます。

辻さんの時間の関係がありますから、ほかを省きまして、また辻さんにお尋ねしたいと思ひますが、短期についても当然国が補助をすべきではないか、現に政府管掌の健康保険に対しては国が、今回定率補助の道を開いたわけですね。ところが、私学共済の短期 ももちろんそうすると辻さんは、いや国共済、地公共済についても、短期については労使折半負担で、国の補助が出ていないというふうなことをたぶん言われるんだらうと思うのでありますが、しかし、私はこの際、政府管掌の健康保険に定率補助の道を開いた段階で、この私学共済あるいは国家公務員共済、地方公務員共済につきましても、当然短期についても、いまや国庫補助の道を開くべき時期に来ているのではないかとおもひますが、いかがでしょうか。

○辻政府委員 社会保険に対します国庫負担につきましても、いろいろこれまで御議論、御意見があることは十分承知をいたしておるわけでございます。三十七年の八月に社会保障制度審議会の答申がございまして、その中で御承知のように、社会保険は一般の所得階層に対する施策でございますので、国庫負担の優先度から申しますならば、公的扶助、社会福祉、公衆衛生等に比べて優先度は低いのではないかと申すような答申がござい

すが、私も基本的にはそういう考え方で、原則はやはり保険料で財源をまかなっていただくのが基本

ではなからうかと思っております。もちろんそうも申しまして、たとえば事業主負担がない場合でございまして、あるいは対象が低所得層に及ぶ場合等につきましても、国庫負担を行なつておるわけでございまして、御指摘のように医療保険につきましても、たとえば事業主負担のございせん国民健康保険、あるいはまた低所得層でございせん日雇健康保険につきましても、従来から相当高率な国庫補助を行なつておるわけでござい

ます。それから政府管掌の健康保険につきましても、御承知のような財政状況、それからまた主として対象が中小企業の勤労者であるということを考慮いたしまして、今回一〇%の定率国庫補助に踏み切りまして、別途法律案の御審議をいただいております。

しかし、そういう国庫補助のございす制度に比べますと、共済組合のほうは事情が違ふんではなからうか。給付の水準におきましても、御承知のように法定の給付でも、やや健康保険制度よりは高い面がございまして、そのほかに付加給付も行なつておるといふことがございまして、それから、先ほど文部省当局から御説明いたしましたように、私学共済の場合でも、最近取支がやや改善しておるといふ状況でございまして、そういうところを総合的に勘案いたしますならば、現在の掛け金負担が均衡を失っているというふうには私どもは考えてないわけでございまして、現在国庫負担を行なつてないところでござい

ます。

○山口(鶴)委員 健保の保険料率は、今度幾らになるわけですか。

○辻政府委員 千分の七十二というところで、御提案を申し上げております。

○山口(鶴)委員 そうしますと、折半負担ですから、組合員の掛け金は千分の三十六・五ということになる。私学共済の場合の短期を拝見いたしますと、出発当初は千分の五十八だったのが、現在は昭和四十六年十月以降七十六になっております。折半負担ですから、したがってこれは、組合員掛け金が三十八ということになるわけですね。掛け

金の負担を見ますと、政府管掌の健康保険よりは、同じ給料の方はよい掛け金を負担しなければならぬということになるでしょう。そういうことから考えれば、当然この際、政府管掌の健康保険が定率補助の道を開いた以上、私学共済に対して、短期については、国が一切めんどう見ませんというところでは筋が通らぬと申すまいか。

○辻政府委員 先ほど申し上げましたように、給付の内容が若干違ふわけでございまして、法律で定められております給付につきましても、政府管掌の健康保険、いまの健康保険制度よりは有利な面がございまして、そのほか付加給付制度もございまして、そういう給付水準、掛け金負担を総合的に考えてみますならば、必ずしも現在のところ均衡を失っているとは思えないというふう

に考えているわけでござい

ます。

○山口(鶴)委員 大蔵省の性格だろうと思うのですが、結局悪いほうへ悪いほうへと何とかなへな

らえて、なるだけ国の負担分を安くしようというお気持ちがありと見えるような御答弁なので、非常に残念なのです。やはりわが国の社会保障が、他のヨーロッパの国々に比べて進んでおるならば、そういう理屈も私は成り立つかと思ひます。しかしわが国の制度というものが、ヨーロッパの国々より非常におくれをとっている、そういう状況の中では、給付もできるだけ多くする。また国の補助も、組合員の掛け金率等を勘案してできるだけこれを出していく、そして組合員の負担を軽減していくという方向に努力をすべきではないのですか。私はどうもその点は理屈に合はぬじやないかと思ひます。

文部大臣の御感想はいかがでしょう。財政局長として財政にも非常にこたんのうだった方ですから、私学共済短期給付の面につきましても、組合員の負担が軽減されることが望ましいわけでござい

ますが、できることなら、文部省の立場からいって前向きでありたいという希望を抱いております。

○山口(鶴)委員 自治省の財政局長、事務次官時代を通じて、大蔵省に強いことでは定評のあつた奥野文部大臣のほうでありますから、大いにひとつ御健闘することを御期待申し上げておきましよう。

それではこれから辻さんにお尋ねしたいと思うのですが、事務費の補助が、私学共済についてはたいへん少ないように思ひます。いただきました資料を拝見いたしましたも、事務費に対する補助、昭和四十八年度の予算では九千四百四十二万八千円あります。お一人あたり一体どのくらいかと文部省にお聞きしましたら、長期については組合員一人当たり百五十一円、短期については二百二十六円だそうであります。一体実費がどのくらいか

かつているかということをお聞きしたところ、総額で約六億円、組合員一人当たりにつきまして約三千円の事務費が、実費としてはかかつているということだそうであります。厚生年金につきましては、この事務費は国が全額見ていると思ひます。また、国家公務員共済におきましては、当然国が事務費は全部見ている。地方公務員共済につきましても、当然地方公共団体がこれを措置しているという状況だと思ひます。そういう状況に比べますと、まさに私学共済の事務費に対する国の措置というものは、最低ではないかというふうに言わざるを得ないと思ひます。いかがですか。なぜこの事務費を、せめて実費まで補助することをしないのか、この点お尋ねをいたしたいと思ひます。

○辻政府委員 私学共済に対します事務費の補助につきましても、私立学校教職員共済組合法の三十五条にございまして、「国は、予算の範囲内において、左の各号に掲げる経費を補助することができ」という規定に基づいて補助を行なつておるわけでござい

ますが、ただいま御指摘のございましたように、短期につきましては一人当たり二百四十六円ということに相なっております。類

きまして一人当り百六十円でございます。それから長期と短期と両方いたしております現業の共済組合に対しましては百八十円でございまして、そういう均衡からいたしまして、必ずしも低い額ではないのではないかとこのように思っております。

○山口(鶴)委員 法律の書き方、それから私学共済よりも悪い例をおあげになったのですが、私が指摘したようなことも事実でしょう。ですから、辻さん、いいほうを見ないで、悪いほうだけ見てこういうのがあるじゃないか、こういうのがあるじゃないか、こればかりでは前進がないような気がするんですが、もう少しお考えになる気はありますか。また文部省としての考え方は、一体いかがでございますか。

○安藤政府委員 事務費につきましては、確かに御指摘のような問題点がございまして、私も昨年この増額をお願いいたしておるわけでございしますが、実情は遺憾ながら実際の所要額に対する比率が、逐年低下するとうような傾向にもございます。これが結局は掛け金の問題にも関連をしてくるわけでございまして、事務費の補助の増額につきましては、今後とも努力をしてみたいというふうな考えております。

○山口(鶴)委員 そういう文部省の希望も、辻さん聞いてやってくださいよ。三十分ぐらいでいう話ですから、辻さん、もうけっこうです。何といたしても辻さんが首を振るぬことには、国共共済、地方共済、私学共済、いずれについても前進しないわけですから、一番のこなめにある辻さんでありますから、四つかどのちようどかめみたいで、名字もよう合っていると思えますから、ひとつ福祉国家実現のために十分な配慮をされるように要望をしておきましょう。

それでは次に、海老原さんにお尋ねをいたしましょう。

最低保障のお話をいたしました、最低保障が今度三十二万一千六百円。しかしこれは、これ以降の方々に対しての最低保障ですね。それ以前におやめになった方、現に年金の額を裁定されまし

て、年金で生活をしておられる方々については、この最低保障はかわらないということになるわけですね。恩給の場合、最低保障以下の恩給受給者の方々の割合は現在どのくらいでございましょうか。

○海老原説明員 御説明申し上げます。恩給制度では、長期在職者について最低保障という制度がございまして、その額は共済と同様に厚生年金の最低額をめぐりてきたわけでございしますが、今回の改善措置の場合には、最低保障を特段に恩給のほうでは動かしておりません。

これは御説明しますと、長期在職者と恩給で申しますのは、恩給制度で文官とか教育職員の場合には十七年という年限がございまして、この年限を越える人、十七年以上の人が長期在職者でござい

ます。それから軍人や警察、監獄職員の場合は十二年、准士官以上の軍人ですと十三年というような年限がございまして、この年限を越える人たちが長期在職者、それに満たない人を短期在職者と私どもは呼んでおりますが、この長期在職者に対して十三万四千四百円という最低保障額が従前からあつたわけでございまして、これは六十五歳以上で十三万四千四百円、六十五歳未満ですと十一万四千四百円ということになりました。この額は、厚生年金の最低額が引き上げられたということに伴つてこれは二倍にふえておりますので、二倍にふやさないければならないという問題があるわけでござい

ますが、そうしますと、二十六万八千八百円、さらに今度の修正を織り込めばもう少し上になつて二十八万八千八百円でございますか、そういうようになるという問題があるわけでございまして、恩給におきましては、長期在職者よりも短期在職者が軍人恩給の場合に圧倒的に多いわけでござい

ます。軍人恩給の九六%を占めるものは短期在職者でございまして、この人たちは大部分兵隊さんでござい

ます。兵の普通恩給は十一万六千五百三十四円でございまして、この額のままであるということになりますと、非常な開きがあつて、この短期在職者も含めて何らかの改善をしなければならぬというところで、十分な検討期間が必要なもの

でございますから、今回の措置には盛り込まなかつたわけでござい

ます。さて、先生御質問の共済並みの最低保障をしたならば、一体どれくらいの人がかかるかという問題でござい

ますが、三十万二千四百円の普通恩給の最低保障をしたといたした場合に、文官については約二九・一%、教育職員については一七・六%というよう

な人たちがこの額を下回るということになるわけでござい

ます。○山口(鶴)委員 待遇職員についてはどうですか。○海老原説明員 待遇職員については七七・八%警察、監獄職員については八七・五%、こういった人たちが三十万二千四百円に満たないというわけ

でございます。○山口(鶴)委員 大臣、そういう状況なんですよ。私はこれは非常に問題じゃないかと思うのです。先ほど退職公務員連盟の方々の例をあげました。結局長い間教職にあつた方々等におきまして、以前に退職された方の中には、非常に低額の恩給しか受けれない、こういう状況の方がたくさんおられるわけ

です。教職員の場合は、改正以前の最低保障三十万二千四百円ですから、それ以下の者が一七・六%であり

ますが、待遇職員のごときは七七・八%、かつて奥野さんも高知県の県警本部長をされたわけであり

ますが、部下であつた警察官の方方も実に八七・五%、こういう人が最低保障額以下の恩給しかもらつていないという状況について、これはやはり何とかしなければならぬ、こういうお気持ちを持つのではないかと

思うのです。もちろん主管は総務長官でありましようけれども、やはり関係の一人として、私は年金が、恩給が——特に本年におきましては公務員の給与改定率そのまゝ織り込まれたというところは非常に高く評価はいたし

ますけれども、なおかつそういう中で非常に低額の恩給しかもらつていないという方がおられるという事実は、これは一日も早く改善しなければならぬ

だろうと思うのです。いかがですか、大臣としてのお考えをひとつお聞かせをいた

だきたいと思

います。

○奥野国務大臣 私学共済の場合には、三十七年一月一日以前の退職者ということになるかと思

います。私もぜひ引き上げをしていただきたい。ただ私学共済だけの問題じゃござい

ではならぬことになるのじやありませんか。どうですか総理府。

○海老原説明員 生活保護と恩給との関係でございませうけれども、生活保護と申しますのは、先生御存じのとおり、資産そのほかあらゆるものを活用しても、なお最低生活を維持できないといったような場合に、国民の最低生活を保障するたてまえのものでございませう。恩給は、忠実に公務に従事いたしました公務員に、退職当時の俸給とか在職年に応じまして、定められた額を支給するものでございまして、この支給する際には、恩給以外の収入とか、資産の有無とか、そういったものを問うことなく支給しておるものでございませう。したがって、恩給では、在職年数が非常に短いような場合には支給額も低くなるわけでございまして、先ほど申しましたように軍人の場合、短期在職者が非常に多い。一番短い方は三年で恩給を受けております。これは三年戦争に行きますと、戦務加算というものが九年ついで、合わせて十二年になるというふうなことで、非常に短い期間で恩給を受けている方もございませう。こういった方々をすべて生活保護基準まで引き上げるといふことは、恩給制度のたてまえからきわめて困難なことと考えられます。

しかし、先生おっしゃいますとおり、恩給は、忠実に公務に専念した公務員の退職後の生活のささえとなるものでございませうから、恩給年額の改善については今後とも十分努力してまいりたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 特殊な制度である、この掛け金もしてない軍人恩給のことについて、私的に申し上げようというつもりではないわけですが、十七年なりあるいは十二年なりという、恩給法で定められた年数を忠実につとめ上げて、そうして恩給を受給されておられる方々、そういう方々の中に、非常に年金額の低い方がおられる。そうしてそういう方の年金額は生活保護基準よりも低い。そういう中で、他に資産、収入等がなくて、生活保護を受けざるを得ない、そういう立場の人たちが、少数

なりともおるといふことは、これは本来恩給法の精神に照らしてみても、きわめて遺憾なことではないのか。少なくともそういう意味で、この恩給の最低保障については、当然この共済の最低保障ぐらゐの額を保障するような制度に一日も早くすることが必要ではないだろうかという意味で、私は申し上げておるつもりであります。

そういう意味で、単にこの私学共済のみならず、年金全般についてたゞいまのような私の意見に対して、大臣としての御所見を承つておきましよう。○奥野国務大臣 教育に専念してきた方が、退職後生活保護を受けるというふうなことは耐えがたい感じがいたします。そういうことがあるのかないのか私は知りませんが、あるとすれば、かような保障制度に充実していきたい、かように存じます。

○山口(鶴)委員 それではまた別な角度からお尋ねをいたします。

この長期給付の財源率でありませうが、いただきました資料によりますと、五回にわたつて計算したあるいは再計算をして、現在の長期給付の財源率が、数理保険料率が八二・一八、整理財源率が七・一〇、合計いたしました財源率が九九・二八というふうなことでございませう。これに對して国庫補助の一八％というふうなものがございまして、現在掛け金率が、長期の場合は千分の七十六ですか、ということになっておるようであります。

この場合、財源率の計算にあつては当然、この私学共済の方々の年齢構成がどうかあるか、あるいは平均余命が一体どうかというふうな各種の統計によつて、もちろん平均給与というふうな幾つかのデータをとりまして、やや複雑な計算をやつて、計算をしておると思ひます。その計算の方式についても若干私勉強したこととございませうが、そこでこの場合も当然この計算をするにあつては、運用する場合の利率は、一定の利率というものを想定して計算していると思うのですが、その財源率計算に使用いたします利率は一体何ばでございませうか。

○安嶋政府委員 年率五・五％でございませう。

○山口(鶴)委員 五・五％ですね。そこで、私学共済の資金運用につきましての資料を拝見いたしました。一号資産、二号資産、三号資産等に分けて運用しておるようでございませうが、この場合の運用利率は一体幾らでございませうか。

○安嶋政府委員 もちろん年によつて違つてございませうが、大体七％前後でございませう。四十七年度の推計といたしましては六・九三％、四十六年の実績を申しますと七・一一％でございませうが、大体七％前後という率でございませう。

○山口(鶴)委員 公定歩合等が変化いたしますので若干異同がある。したがつて、最近はこちらと下がつた。しかし、将来は現在の金融の情勢を見れば、また運用利率が若干上がるだろうというこゝとは想定されると思ひますね。一号資産、二号資産、三号資産に分けて、それぞれの運用利率はどうなつておりますか。

○安嶋政府委員 実はまことに恐縮でございませうが、それぞれきちんと分けたものが手元にございませう。ちよつと御参考までに申し上げますと、三号資産でございませうが、これは主として組合員の住宅のための貸し出しということになっておりますが、そうした特殊性からいたしまして、年率はたゞいま六％でございませうが、これを下げまして五・八八％にしたいというふうなことを考へております。したがつて、全体として申し上げますと、やはり一号資産の運用利率が高く三号資産が低いというふうなことになるかと思ひます。

○山口(鶴)委員 それは当然で、けつこうだと思ひます。三号資産、特に組合が行なう事業のうち、不動産の取得以外の事業に対する貸し付け金とありませうが、具体的にいへば、私学共済の組合の方がマイホームを持ちたいというふうな場合に貸し出しをする、あるいは学校法人が学校法人としての住宅といひますか、それを設立したいという場合に、この貸し付けを受けるというふうなもの

が三号資産だろうと思ひますから、こういうものに対して運用利率を低くするということは私は当然であり、組合員の人たちの福利厚生の意味から、これは大いにまた下げる努力をやつていただきたい、これを強く要請をいたしておきたいと思ひます。

そこで、この一号資産、二号資産、三号資産、それぞれ法定割合があるようでありませうが、一号資産のうち、預貯金あるいは信託投資、有価証券のほかに、日本私学振興財団への貸付金等と、こゝあるわけでありませうが、できるだけこの私学振興財団への貸し付け金の割合等をふやしていくということが、私は私学振興の意味では重要ではないだろうかと思ひますが、これについては一定のワケがあるのですか。そのワケの根拠は一体何ですか。省令だということになれば、その省令を改めて、できる限り私学振興財団への貸し付け率をふやす、貸し付けのワケをふやす、貸し付けのワケをふやすということはやつてしかるべきではないかと思ひますが、この点はいかがですか。

○安嶋政府委員 私学振興財団への貸し付けの残高は、四十六年度末で約二百億でございませう。一号資産が五百六十二億でございませうが、そのうちの二百億が私学振興財団への貸し付けということになっております。この一号資産の構成法定割合でございませうが、これは五五％以上ということになっておるわけでございませうが、現実には八三・六％、これは振興財団の貸し付けだけではなくて、その他の預貯金、信託等も含めての比率でございませうが、八三・六％でございませう。この法定割合がたゞいま申し上げましたように、以上ということとでございませうから、私学振興財団への貸し付けをさらにふやすということは、これは経理規程の上からは可能でございませう。ところが、実はそこで一つ矛盾がある、矛盾と申しますか、ジレンマがあるわけでございまして、私学振興財団への共済組合からの貸し出し利率は六・八％でございませう。さつき申し上げましたよ

うに一般の運用利回りが七％ということでございますから、組合といたしますと私学振興財団へ貸し付けるよりは、その他の部面に一般的に運用したほうがやや有利なようなことが実はございます。先生御指摘のとおり、私学共済の長期の積み立て金が私学振興のために使われるというところは、これは当然なことでございますが、一方利率の点においてちよつと問題があるものでございしますから、最近これを特にふやすというようなことは実はいたしてないわけでございます。

○山口(鶴)委員 そういうやりくりの苦勞はわからぬではありませんが、しかし、この財源率計算の場合に使う利率が五・五％だということですね。実際の運用利率が一体どのくらいかということをお尋ねいたしましたら、大体七％ということですから、そこに約一・五％差があるわけですね。とすれば、何もそう無理して、預貯金あるいは信託投資、有価証券等に多く回して、そうして本来私学振興のためにある日本私学振興財団への貸し付けのほうを、どうも利率が安いからといって、安いといつても六・八％であるならば、その財源率で想定した五・五％よりは高いのですから、こちらのほうを何もけちけちするということはないのじゃないかと思うのです。その点はいかがでしようか。これが一つ。

それから、三号資産につきましては二五％以下というふうに法定されているわけですね。ところが、現状は一・九％だ、こういうことであります。私はやはり私学におつとめの先生方の福利厚生、また学校法人の杜宅を増設して、そういう意味で私学に、他の公立学校よりもはるかに低い給与で、教育のために非常に御苦勞いただいて、私学の教職員の方々の福利厚生のために努力をするということとは、もつとやつてもいいのじゃないか。利率は確かに低くて六％だったものが、今度五・八八％、あるいは将来さらに下げるかもしれないというものでありますけれども、しかし、なおかつ財源率計算の五・五％よりは高いわけですから、その意味では私は三号資産を、法定は二五％

以下というのですから、せめて二五％に近づける努力をすべきではないかと思うのです。この点はいかがですか。

○安嶋政府委員 私学振興財団への貸し出しにつきましては、私が申し上げましたような問題点がございしますけれども、山口先生のおっしゃるような御趣旨ももつとも思われますので、今後十分検討させていただきたいと思ひます。

それから、三号資産の点につきましては、確かに御指摘のとおりでございます。実際問題といたしまして、文部共済、公立共済等に比べまして、この私学共済の貸し付け条件が悪条件でございします。先ほど申し上げましたように利率につきましては六％を五・八八％に四十八年度から直したいというのを考えております。ほかに返済の月数でございしますが、現在百八十九カ月でございしますが、これを四十八年度から二百四十カ月に直したいと思ひます。そうした条件の改善をはかることによりまして、同時に貸し付けのワクもふやしていきたいと思います。このように考えておりますので、御指摘の方向で三号資産につきましては努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○山口(鶴)委員 この私学共済の長期資金の運用につきましては、大臣、先ほど来私が申し上げたような趣旨で、一号資産のうち日本私学振興財団への貸し付け金をできるだけ増額すること、それから三号資産の状態が法定では二五％以下となつておるのに、実態は一・九％にしかなつていない。私学にあつて苦勞して働いておられる教職員の福利厚生のために、もつと三号資産のワクをふやすべきだということを申し上げたわけでありますが、これは大臣としてひとつこの点について御努力をいただきたいと思ひます。

同時に、この私立学校教職員共済組合という機関があるわけですね。理事長は一体だれですか。

○安嶋政府委員 加藤一雄という方でございます。○山口(鶴)委員 当然、この長期資金の運用等議論いたします場合、私は、私立学校教職員共済組

合の責任者の方に来ていただいて議論することが必要じゃないかと思うのですが、きょうはお見えになつていないようですね。

(内海英)委員長代理退席、委員長着席

これはひとつ当委員会での問題を議論する間に、当然理事長をお呼びいたしたい、そうしていただいた私が議論いたしましたような問題についても理事長としての考え方も確かめておきたいと思ひますので、委員長よろしくお計らいをいただきたいと思ひますが、いかがですか。

○田中委員長 さよう取り計らうことになつておりますので、適当な機会にあたにも質問をしていただきますと思ひます。

○山口(鶴)委員 そこで、この長期給付の資産を拝見いたしますと、現在六百七十二億ですか、あるようであります。この財源率計算にあたりましては、当然財源率計算をいたしますときの給与平均額あるいは職員の年齢構成、平均余命等々を考へて計算するわけですが、ベース改定については見込んでないわけですね。当然年金の改定については見込んでないわけですね。そういう中で今回、従来から見ればやや画期的な、公務員の本俸の引き上げ率があるまの年金の引き上げになつたというところになりますと、いわば支出というものが相当増加をするというふうに考えなければならぬと思ひます。そういう中で、財源率計算をいたしたときの状況と、その後の私学の先生方の給与改定の状況、それから年金の改定の状況等を考えまして、資産全体といたしましては当初財源率計算をいたしたとき想定した状況で運用されておりますか。そうではなくて持ち出しのほうが多くて、次の財源率計算、あるいは明年には、ある程度掛け金率を引き上げなければならぬような状況であるのか、この点はいかがですか。

○安嶋政府委員 今回の法改正によりする所要財源率は千分の二・六七ということでございます。内訳といたしましては既裁定年金の引き上げによりまして〇・五、それから最低保障額の引き上げ

分が〇・四六、それから遺族の年限の変更によりまして分が一・七一であります。この二・六七分につきましては、先ほどお答え申し上げましたことに関連をするわけでありまして、運用上の利差益というものもございします、かつまた財源調整費の積み立てというものもあるわけでございますが、それで処理できるというところでございしますが、実は長期的に見ますと、四十六年度末の計数でございしますが、長期経理の責任準備金が千四百六十四億円ということでございますが、保有資産は先ほど申し上げましたように六百七十二億円、それから責任準備金引き当て金が五百九十五億円ということでございます。差し引き百九十七億円の責任準備金の不足ということになつておるわけでございます。先ほどもお話がございしたように現在の掛け金率は、これは四十年にきまつた額でございしますが、その後事情もかなり変化をいたしておりますので、四十九年度には再計算をいたしたいというふうに考えております。その再計算の結果掛け金率のアップを必要とするかどうかという点でございしますが、これは再計算の結果を見なければわからないわけでございますが、なるだけ増加しないように、かつまた責任準備金の内容が充実されるように何とかふやをしてまいりたいというふうに考えております。

○山口(鶴)委員 ほんとうはここで辻さんなりあるいは山本大蔵政務次官がおれば一番いいわけなんです、が、おりませんので、残念ですが、次の機会にまた山本政務次官が見えれば、このことあるだろうと思ひますから、その際、責任準備金がお尋ねしたいと思ひますが、大臣、責任準備金が現在百九十七億円不足しているという状況です。今回の法律改正によりまして千分の二・六七、いわば支出のほうが増加をしていくというかつこうになるわけでありまして、四十九年度再計算の時期だそうでありまして、そこで財源率計算を直して、掛け金率が増加をするということになれば、これは組合員の負担というものがさらに過重になるということだと思ひます。もちろん、私も議論

しております。完全スライド制が確立をする、そういう新たな状況の中で、かりに負担区分をどうする、という状況の中であるいは掛け金率を移動する、という場合においては、これはあるいは組合員の皆さん方も納得をするかも知れませんが、そういう抜本的な制度の改正あるいは改善なしに、ただ長期の掛け金が上がつていく、ということでは、私は組合員の人たちも納得なさるぬだろうと思うのです。そういう意味では、先ほど来議論いたしました国の補助率が百分の十八である、というものを、やはりもっと引き上げる、という形の中で、組合員の負担を増加させることなく、この共済組合の責任準備金は十分積み立てられていく、こういう状況をつくらなければならぬのじゃないだろうかというふうに思います。

短期給付につきましては、会計の状況を拝見いたしますと、かつて赤字が相当ございましたものが、現在は幾らか赤字が減少をいたしておるようであります。しかし、短期につきましては、政府管掌の健康保険法の改正によりまして、高額医療についても負担をするとか、あるいは家族の給付率も六割に引き上げたり、減りやがて明年は七割に引き上がるというような形で支出の要因というものがふえていくわけですね。そういう中では、これも先ほど来議論いたしました、短期についても事務費を見ることがあるんですが、同時に短期についても国庫補助の道を開くべきだ、という形の中で組合員負担を増加させるといふことのないような施策を行なう必要があると思うのです。そういう意味で、文部省としての考え方を聞いておきたいと思ひます。

○農野国務大臣 長期の給付につきましては、従来から国庫補助百分の十八を百分の二十に引き上げたという希望を持ててまいつてきてるところでございます。それは別にいたしまして、給付の内容の向上なしに組合員の負担だけ上がつていく、というようなことはとるべきでないというお話がございまして、全く私もそのように考えているものでございまして、ぜひ一そう私学教職員の

福利厚生に役立つような努力をはかつていきたいと思ひます。

短期の問題につきましても、かなり大幅な内容の改定が行なわれてきているわけでございますが、他面給与の上昇もかなりあるわけでございますので、先ほど来御指摘のように、実態はかなり改善されてきていると思ひます。今後とも一そう充実したのになつてまいりますよう、いろいろな面で努力を払い、検討も続けていきたい、かように思ひます。

○山口(鶴)委員 質問を保留した点を除きまして、一応終わつておきます。

○田中委員長 栗田君。

○栗田委員 かなり前の質問者の方とダブルの点もありまして、そこは整理しまして簡潔に質問させていただくことにします。

まず最初に、文部大臣に伺いますが、本改正案の提案理由の中でこういうことがおつしやられております。「本共済組合が行なう給付については、国立学校の教職員に対する給付の水準と均衡を保つことをたてまえとし、逐次改善が進められ」努力されているというのを言つていらつしやいます。この均衡を保つという状態をすけれども、どのような状態を目標としていらつしやるわけでしょうか。具体的に伺わせていただきたいと思ひます。

○農野国務大臣 国家公務員共済組合あるいは地方公務員共済組合の中に、国立学校の教職員に関する共済制度が盛り込まれておるわけでございます。その給付の水準と均衡を保つようにしていきたいということでございまして、先ほど来最低保障の問題なども出てまいつておつたわけでございます。

○栗田委員 今回の改正によりまして、私学共済組合の既裁定年金の最低保障月額ですが、これは平均してどのくらいになるでしょうか。

○安嶋政府委員 最低保障額は、新法年金につきましては、一般の厚生年金法一部改正の修正のこともございまして三十二万一千六百円でございます。旧法の年金につきましては、昨年同様の額に

据え置かれております。

○栗田委員 国立の場合には、どのくらいになつておりますか。

○安嶋政府委員 同じでございます。

○栗田委員 私が伺つておりますのは、実際に実施されております支払われた年金ですね。それを一人平均とした場合にどうかということなんです。

○安嶋政府委員 国立学校と私立学校の水準が同じと申しましたのは、これは金額が同じという意味ではございせん、年金支給の方式が同じということ、つまりその間の均衡をとつたということでございます。したがって、国立私立学校の間におきまして、基礎となる給与が違いますので、したがって、その受ける年金の額というものも、したがって当然に変わつてくるわけでございます。先ほど最低保障額についてのお話がございましたからそれをお答えしたわけでございますが、これは同じでございますが、四十六年度の年金でございますが、文部省共済組合の場合は、退職年金の一人当たり額は四十四万六千円でございます。それから公立学校共済組合の場合はこれが五十六万一千円でございます。それから私立学校の共済組合の場合は三十二万二千円でございます。その間に額の違いはございますけれども、ルールとしては同じだということでございます。

○栗田委員 そうしますと、金額そのものはかなり差がついておりますが、この一番大きな原因というのは、私立の場合の教職員の賃金が低いというところでしょうか。ほかにはどのような理由がありますか。

○安嶋政府委員 やはり標準給与の額が、一般に低いということがございまして、ほかに比べましてもう一つ特徴的なことを申しますと、女子の組合員がかなり多くて、しかも、その在職年数が短くて、きわめて短期の間に退職をされるというふうなことが、他と非常に違う点かと思ひます。

○栗田委員 給付額そのものの問題でもありますが、こういうところからあらわれてきます金額の非常に大きな差というの、一つは、国公の

場合と私立の場合のいろいろな教職員の勤務条件賃金の差などもあらわれてきていると思うわけですね。いま女子と申しましたが、幼稚園の先生なんかたいへん多いようです。私も調べましたけれども、文部省で出された資料を見ても、私学共済の組合員の平均賃金月額を一〇〇としたときに、幼稚園は五八というたいへん低い額になつております。これは単に年齢が若いというだけではなくて、賃金そのものが非常に低いということではないかと思うのです。私ちよつと調査しましたけれども、

たとえば幼稚園の初任給、これは横浜市の平均給与ですけれども、初任給が三万八千円、十年間勤務して四万八千円で、仕送りを受けなければ、一人で生活ができない状態が、ずっと続いているという内容になつております。私立の場合に暮らすこともできないような状態が、幼稚園などには出てきているというよい一つの例ではないかと思うわけですね。

小中学校、高等学校の場合でも賃金格差というのはございまして、どのくらいあるのでしょうか。○安嶋政府委員 私立学校の教職員と国立学校の教職員の給与水準に差があるというところは、これはまあ事実でございますが、しかし、大学につきましては、高等学校以下につきましても、昭和四十五年度以来、人件費を中心とする経常費の補助、あるいは国の補助あるいは都道府県の補助という制度が始まつておるわけでございます。そうしたことによりまして私学関係の教職員給与も逐次改善されつづけるわけでございますので、ただいま御指摘のような点は、徐々に改善されていくかと思ひます。現状、四十六年度の学校教員調査によりまして、幼稚園の場合は、公立学校を一〇〇とした場合には、私立学校は約六五%、高等学校は公立を一〇〇とした場合には、私立が約八〇%というふうなことになるわけですが、これは学歴等も違うというふうなこともあるかと思ひますし、あるいは勤務年数も違うというふうなこともあるかと思ひます。学歴と勤務

年数とを分析してみないと、ただいま申し上げました差がそのまま給与の格差であるかどうかという点は、これはさらに分析してみなければわからないと思いますが、平均額で申し上げますと、いま言ったようなことになっておるわけでございます。

○栗田委員 勤務年数がたいへん短いということも、私立の場合に、不安定な状態の中で、そういうことが起こってきていると思ひますし、学歴の差が出てくるとすれば、それは国・公と私立の教育上の格差にも響いてくるだろうと思うわけでございます。いま私がこれを問題にしましたのは、社会保障制度というものの立場から考えても、同じ職種について、同じような仕事に携わっている場合に、その在職中の賃金その他の労働条件が非常に悪いということ自体、不安定で、退職後の年金がそれに伴ってまた少なくなっていくというところは、その人たちの生活をたいへん不安定にしていると思うわけですね。こういう点で、もし在職中の条件が非常に悪いならば、賃金が悪いならば、なおのことそこを補っていくような制度でなければならぬということ、このことを私は言いたかったわけでございます。

「委員長退席、内海（英）委員長代理着席」
特に教育基本法六条の二項などでも、こういうことをいってあります。「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。」というふうにいってあります。この教育基本法六条の立場から考えましても、社会保障の内容に実質的に差がある場合、受ける給付の額などが非常に違う場合、長期の場合も短期の場合もそうだけれども、その場合には、特に国としても援助しなければならぬという立場に立つべきだと思ひます。この点で文部大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

○奥野国務大臣 私学の財政責任は、やはり私学

に属すると思ひつておるわけでございますけれども、教育の充実を期しますためには、教職にりっぱな方々が入ってくださるなければならぬ。それにはやはり処遇を充実していくということだ、かように考えるわけでございます。そういうこともございまして、先ほど管理局長からお答えをいたしましたように、四十五年度以降経常費助成ということに踏み切つて、専任教員の給与の二分の一はとにかく四十九年度までに全体的に負担できるように改善をしていきたいということに進んでまいつてきておるわけでございます。高等学校以下のものにつきましては、都道府県のほうから助成をしていただく、それだけの財源は国全体として配慮していくという仕組みをとつてまいつてきておるわけでございます。

○栗田委員 そうしますと、大いに助成をしていくべきだし、その方向で努力しなければならぬというお立場でいらつしやるわけですね。
それでは次に進ませていただきますが、社会保障制度審議会が「昭和四十四年度以降における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部改正について」という答申を出しております。これは先ほどの質問者も触れておられました。この中で二、三伺つていきたいと思ひます。

一つ、ここでこういう文章があるわけですが、「今回の改正は、従前と同じく恩給法の改正に応じて余儀なく行なわれるものとはいへ、そのあと、適用範囲の拡大その他定見を欠くところが多い。」と書かれてあります。

この「定見を欠く」というのは、一体どういう内容をいつておるのでしょうか。文部省としてはどう御理解になつていらつしやいますか。
○安嶋政府委員 社会保障制度審議会の答申の中で、共済年金の改定が恩給法の改正に準拠しておるわけでございますが、それだけではなくて、企業年金の性格を加味することが必要であるというところを申し上げておるわけでございます。そういう要素が考えられていないということ、そういう

ふうにいっておるといふうに理解をいたしております。
○栗田委員 それで、文部省としましては、その点はどうお考えになりますか。

○安嶋政府委員 基本的にはいろいろ問題があらうかと思ひますが、午前中、いろいろお答え申し上げておりますように、私学の共済組合は、国家公務員、地方公務員の共済組合の方式に準拠をする。それから国家公務員の共済組合の給付内容あるいは今回の既裁定年金の改定といったような問題は、恩給に準拠して行なわれておるといふことが実際でございます。しかし恩給は、いわば過去の制度でございますし、それから国家公務員、地方公務員あるいは私学の教員それぞれ身分、給与その他が違つておるわけでありまして、それぞれについて、何かその特色を生かした年金制度ができないかということが一つあるわけでございますが、しかしこれは、社会保障制度の一環として、相互に関連をする問題でございます。したがつて、総理府に公的年金制度調整連絡会議というものが設けられておりました。公務員のグループでございますとか、民間のグループでございますとか、あるいは私学共済と農林共済のグループというふうに分かれました。それぞれ今後のあり方について検討をしておる、しかしまだ結論は出ていない、こういうことでございます。

○栗田委員 共済制度は非常に何種類もあるようでございます。いまも幾つかあげられましたが、一本化せよという要求がかねてからよく出ておりました。社会保障制度審議会が昭和二十八年に、私学共済制度ができる前年だったと思ひますけれども、やはり答申をしていて、一本にしておいたほうがいいのではないだろうかということ、答申してあると思ひます。そういう答申との関係で、一本化したときには、統一した同じ考え方でのその制度を進めていくのだけれども、特に私学共済として独立させているために、その考え方が一定していないのだという立場もあるのでしょうか。

それは全く関係ないのでしょいか。

○安嶋政府委員 長期給付制度と申しますか、年金制度の一元化ということが長期的な非常に大きな目標であらうかと思ひますけれども、しかし、この年金というものが、また事柄の性質上、長い過去を背負つておるわけでございます。しかも、それにはいろいろな組合なりあるいは職域の特殊性というものが反映されておるわけでございますから、かりにその年金制度の一元化ということが、将来の大きな理想であるにいたしましても、簡単にこれを一本にしようというところは、いま申し上げましたような、過去のいろいろな経過からして、困難な課題が多いわけでございます。したがつて、現段階では、そういうことも念頭に置きながら、それぞれ組合というものが現にあるわけでございますから、その間の格差なりアンバランスが、さらに大きくなつていくようなことにも配慮しながら、全体としての水準の改善につとめてきておる、こういうことであらうかと思ひます。

○栗田委員 私、「定見を欠く」という意味がほんとうにわからないものですから、伺つたわけですが、けれども、いまの問題との関連はあまりないやうでございます。

初めの問題に戻りまして、そうしますと、文部省としてはまだいろいろ検討中でいらして、一つのはつきりとした、さつき審議されましたやうな問題で、結論が出ていないという点があるわけですね。

○安嶋政府委員 そのとおりでございます。各省と連絡をとりながら検討しておるということでございます。

○栗田委員 次の問題ですが、この答申は自動スライド制を採用するように提言しております。この問題については、先ほど山口委員がかなり詳しく質問しておられましたので、私、一つだけ伺わせていただきますが、それがたびたび出されながら、いままです実現しませんでした最大の支障になつておる点で、自動スライド制にできない理由というのを教えてください。

○安嶋政府委員

問題であろうかと思ひます。御承知のとおり、厚生年金では、消費者物価についての自動スライドという方式を今回導入したわけでございませう。それから、先ほどもお話がありましたように、従来の公務員あるいは私学共済の年金改定は、消費者物価と給与水準の差の六割を基準にして既裁定年金の改定を行なつてきたわけでございませう。このことは、つまり従来は、消費者物価と給与の改定率の両方を踏まえて既裁定年金の改定をしてきた。ところが今回は、給与の改定率だけを基準にして既裁定年金の改定をしたいということだ。いま御提案申し上げておるわけであります。ですから、言うならば、給与スライドの方式が導入されたと言つていいかと思ひますが、ただそれは制度ということにはなつていないわけであります。昭和四十八年度における改定の一つの方式としてそういうものが採用されたということでございます。

これを恒久的な制度として、自動的に、今後も一定の給与改定があれば、それに対応してこうした法改正を、毎回お願いしないでもやれるようにするというのが、給与についての自動スライド制ということの内容かと思ひますが、ただ、そういうふうな割り切ると申しますか、この段階できめてしまふについては、もう少しいろいろ考えてみたい。公務員の年金制度の内容自体についても検討すべき点があるかと思ひますし、また給与スライド制というふうなものを採用した場合に、その財源をどういうふうに見込み、それを分担していくかという問題があるわけでございますから、その辺の確たる見通しがあるかないか現段階において、制度としてそうした方式を導入することはできなかったということでございます。

ただし、実質的には、四十八年度改定について言えばそうなつておるということでございます。○栗田委員 いま給与スライド制を制度としてではないけれども、今回は採用されたということでありますが、スライド制という場合には、給与と、それ

から物価と生活水準の問題なんかも入つてくると思ふわけですが、そういう点を加味して、じゃあ今後財源のめどが立つならば、そういう方向で進めていかれる努力をされることになつておりますか。

○安嶋政府委員 ただいま申し上げましたように、社会保障制度全般という観点から考えますと、いろいろ問題があるかと思ひます。文部省としては、大体そうした方向で努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○栗田委員 社会保障制度全般との関連の問題といひますと、どんな点があるのでしょうか。

○安嶋政府委員 それは、たとえば厚生年金といったような一般的な制度との関連ということもございませうし、それから国家公務員、地方公務員、それから私学の先生あるいは農協の職員、そうした職種の間のいろいろなバランスの問題、あるいは実態の違いの問題、いろいろ問題があるかと思ひますが、そういうことを十分踏まえて検討を今後していきたいということでございます。

○栗田委員 社会保障制度全般の改善ということが、やはり必要になつてくるわけですね。

それで、次に伺ひますが、同じくこの答申の中で「国庫負担については、各制度を通じての共通のルールを確立すべきである。」というふうな言つておられますが、これは具体的には、その内容としてどういうことを言うのかという点と、どう検討されたかという点について、お答えいただけますか。

○安嶋政府委員 年金、長期給付についての国庫負担の率でございますが、厚生年金につきましても百分の二十というところになつておるわけでございますが、公務員共済につきましても百分の十五といふところがございます。ところが、私学共済につきましても、出発の当初は百分の十でございまして、それが十五になり、十六になり、現在では十八になつておるわけでございます。

そういうふうな、国庫補助の率が組合によりまして、あるいは制度によりまして、ただいま申し上げたように違ふということをも一つの問題点として指摘されておるわけでございますが、ただ、なぜ違ふかというところの根拠につきましては、先ほど大蔵省の次長から説明をいたしましたように、組合員の実態も違ひますから給付の内容も違ふ、そういうところからこうした違いが出ておるというところかと思ひます。

○栗田委員 百分の二十にせよということとは、いままで附帯決議でも繰り返されておられて、この法律の附帯決議は四十四年から毎年これが出ているわけでございます。そうしますと、さつきお答えが確かにございまして、ほかとの均衡の関係とか、職種、いろいろの違いなどがあるからだといふふうな説明はされておられますが、すでに四十四年から附帯決議が四回出ておるわけですから、その点について、やはりたださつきの御説明だけでは、ちよつと私納得いきかねますし、それから一つは、この私学共済法というものが、厚生年金保険法の特例法として出ていると思うのですけれども、そういう点からいっても、国庫補助率が違ふという点で、たいへん矛盾を感じておるのです。附帯決議がいままで出されながらさつきのような御説明のまゝになつておるという点ですが、これはどう努力されてきたのか。それともあつた理由でしかたがないといふふうな思つていらつしやるのでしょうか。

○安嶋政府委員 文部省といたしましては、附帯決議の趣旨に従ひまして、毎年百分の二十の要求をしておるわけでございますが、遺憾ながらその要求が認められていないということでございませうが、ただつけ加えて申し上げますと、四十八年度財源調整費として八千百万円の予算が補助金のほかについておるわけでございます。これを補助率に引き直しますと百分の一・八二でございませう。したがつて、百分の十八と合わせれば百分の十九・八二ということでございます。実質的にはほぼ二〇%の補助が行なわれておるということでございます。ただし、それでは同じかと申しますと、この財源調整費というのは、これはき

わめて臨時的な手当てでございますから、それを恒久的な補助に切りかえていくということは、これは年金の長期的な計算を確実にするために必要なことでございますから、私もさつき申し上げたような努力をいたしておるということでございます。

○栗田委員 文部省が努力していらつしやることはよくわかりました。

それでもう一つ、この百分の二十の問題で伺うわけですが、いま私立の学校でこの共済に入つていない、私立学校共済に入っていないところがございます。それも未加盟というのでなくて、大手の私大などでは、自分たちで共済組合のようなものをつくつておると思ひますが、そういうところ、たとえば早稲田大学のようなところですが、ああいうところの国庫補助率は百分の二十になつておりませんか。

○安嶋政府委員 それは厚生年金でございますから、百分の二十になつておるわけでございます。ただし、給付の水準は、全体としては私学共済よりも悪いといふことでございませう。

○栗田委員 全体として悪いのに、どうして私学共済に入らないのでしょうか。私の聞いたところでは、給付水準がむしろよいから自分たちでつくつておるというふうな聞いたのですが、いかがでしょうか。

○安嶋政府委員 ただいま年金についてのお話であつたものですから、年金について申し上げたわけでございますが、短期給付について申し上げますと、これは学校にもありますが、未加入校のいわゆる大手は、健保組合というものが結成されておまして、この組合におきましては掛け金は比較的安い、給付内容は比較的良好といふ現実があるわけでありまして、しかも、その健保組合自体がある程度資産も持つておるといふようなことがあるものですから、私学共済に必ずしも喜んで入らない、こういうことになつておるわけでございます。

○栗田委員 わかりました。

○安嶋政府委員　ちよつとお答へする前に、先ほどのお話でございますが、大手の年金について、百分の二十補助しておるとおっしゃいますと、ちよつとこれは誤解を生ずると思います。これは大手ということではなくて、厚生年金という制度に入っておるわけでございまして、厚生年金という制度に対して国が二〇％補助しておるということでございます。

として見ますと、厚生年金に比べて、私学共済のほうが有利だということですが、先ほどもお答えをいたしましたように、四十六年度における私学共済の退職年金受給資格者、これが約四千五百人あるわけですが、そのうち約五百人、一％がただいま申し上げた厚生年金の給付よりも少なくなるといふことでございます。ただし、これは私学共済だけの問題ではなくて、これもさつきお話が出ておりましたが、国共済、地共済についても同じような問題があるわけでありまして、厚生年金の改善に対応して、共済組合側でどういう措置を講じていくかということにつきましては、今後十分検討したいといふふうに考えております。

○栗田委員 次に、短期給付の問題ですけれども、累積赤字が十億七千万円かかえられているわけです。これはどうしてこういう赤字が出たのでしょうか。

○安嶋政府委員 医療の給付を中心といたします給付費の増に対しまして、掛け金収入が少なかつたということが、赤字を生んだ直接の原因であろ

うと思います。

○栗田委員　そのために掛け金率を今度多少上げられたようですけれども、組合員の負担がふえたということになると思うのです。さつきも申しましたように、私学の場合、非常に低賃金の方が多くて、全体としても、生活していくのにも不安定である状態だというのがあつたわけですね。こういう場合に、この赤字解消のために、政府としてやはり措置をおとりにするべきだと思いますが、いままでどんな努力をしてこられたかを伺いたいと思います。

○安嶋政府委員　四十六年の十月から掛け金率を千分の六引き上げたわけでございます。ただし、その六引き上げた全部が赤字の解消かというところ、そうではございませんで、六のうち四は不足分に対応する分、二は、これは新たに付加給付を始めておりますので、それに対する財源だということでございます。

短期給付は、これは各共済通じまして、必要経費は組合員と使用者で折半負担をするということが原則なわけでございます。したがって、国共済、地共済、私共済を通じまして、折半負担ということをやつてきているわけでございますが、当委員会におきまして、短期給付についての国庫補助を検討すべきであるという御決議もございましたし、また先ほど山口先生からお話ございましたように、健康保険につきましても定率の国庫補助という制度が導入されたわけでございます。ですから、そうした事態を考え合わせまして、今後とも私も前向きで努力をしてみたいというふうに考えますが、ただし、それは赤字の解消ということでは必ずしもなくて、やはり給付の内容の改善ということも必要でございますし、それから組合員の負担をこれ以上ふやさないというような効果もあわせて期待をして、そうしたことについて前向きに検討していきたいということでございます。

○栗田委員 次に、私学共済組合の運営の民主化の問題について伺いたいと思います。

の陳情を受けました。この高千穂学園というのは明治の中ごろに創立された私立学校だそうであつて、小、中、高校、大学と、一貫教育をやつてゐるところですが、最近経営の問題を理由にして高等学校の募集をやめたそうです。高校の先生たちが整理をせよとて、首を切られようとしてゐるわけです。大学のほうは、非常に有利であるからといふので、拡張してゐるという状態だそうです。この首を切られました先生は、四月三十日で資格を喪失してゐられるんだそうですが、その先生が一人いらつしやいまして、いろいろお話がありました。この中でやはり私学共済の問題がきましたが、短期の給付にしても、長期にしても、私学共済の場合には、失格、首を切られた場合に、即座に組合員としての資格を失つて、五月一日からは健康保険も使えなくなるといふことだそうだったわけなんです。非常にこれは大きな問題だと思ひ

ます。特にこの高千穂学園の場合、高千穂学園で六名、関連している愛国学園というのですか、ここでいま十人が裁判闘争をしていらつしやつて、まだ判決が出ないわけです。こういう場合に国公立の場合には、多分身分は継続して保障されると思ふのです、その共済組合の組合員としてです
が……。その辺はどうでしょうか。国公立の場合
そうだと聞いておりますが、いかがでしょうか。
○安嶋政府委員 退職をいたしました場合は、国立学校も公立学校も私立学校も全く同じでございます。

○栗田委員 退職ではありませんで、整理されているんだけど、本人はまだ首切りに反対して裁判闘争をやっております、判決が出ていないわけです。提訴しているわけです。こういう場合に、国公立の場合には、判決が出るまでは組合員としての身分はつながらていると思うのです。が……。

○安嶋政府委員　やや具体的なお尋ねでございますので、非常にお答えしにくいわけでございますが、一般論として申しますと、国公立学校には公務員法という身分法がありまして、休職といったような制度があるわけでございます。そうした場合には、身分はつながるということでございますが、私学の場合はそうした制度がないわけでございます。その辺に、あるいは御指摘のような問題があるかと思いますが、ただ実際の対応といたしますと、身分の存否に関する争いは争いとして処理をしていただいて、そしてその結果によつてまた私学共済側がどういう対応をするかということが、あるいは問題になるかと思ひます。そのところは、私も確實にはちよつとお答えをいたしかねるわけでございますが、私学共済法におきまして、組合員の資格規定がございますが、これはやはり学校法人に雇用されておつて、しかも、その給与を受けておる者という限定があるわけでございますから、それに該当しなければこれは切れる、こういうことにならざるを得ないかと思ひます。

○栗田委員 たえば退職が確定しないで、仮処分のような場合になつていたときですね。こういうときは、身分はつながらつていて、国立、公立の場合には支給されているというのが私の調査なんです。いま私のほうは、そういうふうに見ておられますので、確実に退職した場合は別として、まだ判決が出ていないわけですね。本人を退職させるかどうか、その退職させた立場が正しいのか、それとも職に残らせよといっている人たちのほうが正しいのかという裁判の判決が出ていないわけですから、これは退職したとみなしてしまふこと自体が一つ問題だと思ふのです。それで、国立共済の場合には、健康保険などは続けて使えるようになってはいます。私は調査しまして、そういうふうな結果を手に入れたわけなんですけれども、この辺は、具体的な事実をちよつと御存じないようでございますから、ぜひお調べいただいた上でまた——おわかりになりましたか。

○安嶋政府委員 私立の場合は、先ほど申し上げましたように、公務員制度というふうなものが無いわけでございます。ですから、退職と申しますか、免職になりますと、それで切れてしまふ。これは健康、厚年等の場合におきましても、同じ扱いでございます。つまり公務員の身分がない民間の雇用関係におきましては、すべてそうした扱いということでございます。したがって、訴訟が別途あるということでございますれば、先ほど申し上げましたように、それはそれとして処理をしていただく。そしてその職員の身分の存続が確認されれば、それに対応する回復措置がとられるということ、これは一応切れるということでございます。

○栗田委員 私学の場合、公務員ではありませんけれども、先ほどから言つておりますように、同じく教師として身分保障されていかなければならない立場にあります。教員が特に保障されているというところは、教師として安定した状態で教育を授けなければならない。それを保障しなければならぬという立場だと思ふのです。そうなりますと、

と、現在はそういうふうに使われていないとしても、それじゃ、いまのような例の場合、どうあるべきだと大臣はお考えになるでしょうか。

○奥野国務大臣 ちよつと具体のケースを正確に知りませんので、この際論議的なことは差し控えておきます。将来身分関係が明確になつた段階で、またお答えさせていただきます。たはうがよろしいんじゃないか、かように考えるわけでございます。

○栗田委員 国立、公立の場合に、いまのような例ですね。一度首を切られたけれども提訴中である、裁判闘争中であるという場合に、共済組合員としての資格を継続することができているならば、私立の場合でもそういう状態にしてもよい、そうすべきだというふうにお考えになりませんか。

○安嶋政府委員 国立の場合でございますけれども、給与が支給されていなくても身分が継続されておるといふ場合は、短期給付の対象にいたしておるわけでございますが、たとえば懲戒処分で免職になつたというふうな場合を考えてみますと、これはそれで身分が切れるわけでございますから、国立の場合であっても短期給付の対象にはならない。ただ懲戒免職自体が別途争われておつて、それが訴訟の結果、引き続き身分を有する者というふうな最終結論が出れば、それはそれに対応した回復措置が行なわれるということでございます。その点は私立の場合も同じ扱いにならうかと思ひますが、ただし、お話をさせていただきますけれども、国立学校と私立学校は、教育という仕事の点については同じでございますが、身分制度というものが大前提として非常に違うわけでございますから、それを同じに扱うということは必ずしも必要でないと思ひます。適当でないと思ひますか、そういうふうにお考えますか。

○栗田委員 そうしますと、先ほど最初に引用させていたいただきましたけれども、教育基本法の六条で、教員というのは全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚して、その職責の遂行につとめなければならないから、このために教員の身分は尊重

されて、待遇の適正が期せられなければならない。こういう立場から矛盾があると思ふのですが、私はいま基本法の二項だけ言つておりますが、一項はどのような種類の学校であろうともということ、書かれておるわけですから、そういう立場から矛盾があるのではないのでしょうか。

○安嶋政府委員 ただいま申し上げましたように、教育という仕事に従事するといふ点では、確かにそのとおりだと思ひますが、ただし、一方は公務員であり、一方は民法上の雇用契約であるといふ大前提が違つたわけですから、そこに若干の差がございまして、これはやむを得ないといふふうにお考えます。

○栗田委員 では、この共済制度におきますいまの差ですね、それは当然だと思ひになるわけですね。いまの点です。特に、いま例をあげました高千穂学園の場合、懲戒免職ではなくて、経営上の理由での整理、しかも、いままで小、中、高、大学まで教員を採用してやつていたのに、高校の生徒の募集をやめた。大学は拡張している。こういう中での人員整理です。大体整理そのものがたいへん問題だと思ふのですが、こういう中で起つてきているわけですね。それでもこういう差というものはしかたがないといふふうにお思ひになるのですか。

○安嶋政府委員 公務員の場合でございますが、御指摘のように、学校自体が廃止になつたといふような場合、私も通常廃官廃庁と申しておりますが、そういう場合には自動的に身分が切れるわけでございます。ですから、そういうこととの対比から申しますれば、学校が廃止になつてその職員が身分を失うといふことは、これは私立学校だけのことでなくて、国立学校についても同じようなことがあり得るということでございます。ただ、実際の人員のやりくりと申しますか、そういう点は、別途人事行政上はいろいろふやをする点でございますが、制度のたてまえとしては、いま申し上げたようなことかと思ひます。

○栗田委員 この整理のしかたは、非常に問題だ

と思ひますし、裁判で結論が出たときには、当然すみやかに回復してもらわなければならないし、そうでない場合でもぜひこれは配慮するような努力をする指導をしていただきたいと思います。特に私立学校の場合には、懲戒免職の場合でも、いろいろの首切りがたくさん出ておまして、現在百三十人ぐらゐが首を切られて裁判闘争をやつております。しかもその中では麹町高校のノーネクタイ事件、先生がネクタイしなかつたらそれで首になりました。こういう事件だとか、目黒高校では隠しマイク事件、まるでアメリカのどこかじゃないかと思ふようなそういう事件もありまして、これは地裁で勝訴し高裁で勝訴して、今度現場復帰しているわけですね。こういうふうな私学の場合、首を切ることそのものがかなり不当労働行為の中身を持つたやり方だとか、非常にずさんなやり方をしている場合が多いのです。そういう点からいまして、そのような立場で誠意された人が即座に、いままでの掛け金をむだにして、短期の給付すらなくなる。裁判の判決が出る以前にそういう状態に置かれて、家族をかかえて非常に困つてしまふという事態は、ぜひ配慮していただかなければならないといふふうにお思ひます。

次の問題に進ませていただきます。

先ほど私、年金の一本化の問題についてちよつと触れさせていただきましたけれども、いま私学共済制度が持つておりますいろいろな問題、これは先ほどの審議会の答申にもいろいろ触れられておりましたけれども、審議会としても問題があるといふふうにお思ひになっているわけですね。こういう欠陥を持つておりまして、その中でこんなにも物価が上がつてインフレがひどくなつて、生活難が日増しに増大しているという状態の中で、ただ国立に準じて若干の年金を引き上げるといふ状態では、ほんとうに私学の教職員の身分を安定させていくという根本的な解決にならないと思ひます。特に全体の問題としては、先ほどおつしやいましたけれども、社会保障制度そのものの、全体をいまだ大きく改善していく必要があるといふふうに私

思うわけです。

一つは、やはり労働者年金として年金制度を一本化するということを目指していただきたいということが私の主張でございます。

それからもう一つは、長期の場合でもいままでの積み立て方式ではなくて、賦課方式にしていくなさるべきである。これは別にわが党だけが言っているわけではなくて、多くの組合員労働者の方たちからの要求としていままで幾度も出されております。この積み立て方式を賦課方式に変えていくという点につきまして、どんなふうにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○安嶋政府委員 長期給付の将来にわたる総給付費、給付の総額でございますが、これは給付規定給付方式によつて定まるわけでございまして、御指摘のように財政方式が積み立て方式か、賦課方式かということによつて異なるわけではないわけでありまして、つまり、組合員が受ける実質の給付は積み立て方式、賦課方式によつて異なるわけではないのでございまして。異なるのは、もちろん言うまでもないことではございますが、掛け金の額が異なるということではございません。

実例をもつてお答えをいたしますと、御指摘のように、かりに賦課方式といたしますと、昭和四十六年度におきましては学校法人、組合員を合わせまして千分の三十六の掛け金率で済むわけでございまして。現行はこれは七十六でございまして、これが三十六で済むということがございまして、しかし五年後の昭和五十一年度をとつてみますと千分の四十三になります。それから十年後の昭和六十一年度をとつてみますと、千分の七十四になります。それからさらに十年後の昭和七十一年度をとつてみますと、千分の百五十六になります。それからさらに増高いたしました千分の三百に達するであろうということが計算上推定されるわけでありまして、つまり、このように勤務いたします時代、時期によりまして千分の三十六——本人分で申しますと千分の十八でございまして、千分の十八しか掛け金を払わなくてもいい組合員と、

それから千分の百五十をこえるような掛け金を払わなければならぬ組合員とが出るわけでありまして、勤務の時期あるいは世代の間によりまして、非常に大きな掛け金の格差があるという問題が一つでございます。

それからもう一つは、現在長期給付の財源につきましては、保有資産ということでは七億に近しいものが積み立てられておまして、それが私学振興の財源に回りましたり、あるいは職員の住宅の建築資金に回りましたり、あるいは保養所、療養所の建設の経費に回りましたりしておるわけでございしますが、もし今日の積み立て方式を賦課方式に切りかえますと、これは積み立て金はゼロということになるわけでございまして、いま申し上げておりますような各種の事業が全くできなくなつてしまふ、こういう問題があるわけでございまして。そうした点から、これは私学共済だけの問題ではもちろんございせんが、今日の段階で、積み立て方式を賦課方式に切りかえていくということには、非常に問題が多いというふうにお考えしております。

○栗田委員 財源を全部ゼロにするようなやり方ではなくてもできるんじゃないかと思うのですが、では、現行の場合、長期の掛け金の一年間の収入と、年金として支払われているもの、それから住宅の建設費とか、宿泊所なんかもつくつていっていると思いますが、そういうものに支払われている内訳です、それをちよつと教えていただきたいと思ひます。

○安嶋政府委員 長期経理の収支でございまして、昭和四十六年度に例をとつて申し上げますと、収入が百五十億円でございまして、支出が約三十三億円でございまして、差し引き約百十七億円の収支差がございまして、これが保有資産として積み立てられておる。その積み立てられたものが、先ほど申し上げましたように、私学振興財団に対する貸し付け等といたしまして五百六十二億、それから組合自身の各種の不動産取得のために約三十億、組合員の住宅資金等に対する貸し付けとし

て約七十九億が支出されておるということになるわけでございまして。

○栗田委員 私どもの主張でございます、賦課方式と一口には言つておりますけれども、これはやはり最も合理的なやり方で、調整していくというところができるといふ中身を言つておるわけですね。ですから、掛け金の率を、積み立てをゼロにするように最初に減らしてしまつて、あとだんだんふやしていくというやり方でも、ある程度積み立ても残しながら、しかし給付の額をふやすというふうな中身で調整していくとか、いろいろそれは具体的にやり方はあると思うのですが、いま伺つた収支の中身でも、実際に年金として支出されておる分は収入の約五分の一だと思ひます。これはあまりにも差があるのではないかと申すのです。そのほかいろいろ必要な経費とか貸し付け金などもあつたと思ひますけれども、そういう点から言ひましても、これだけばく大な積み立てを残しておく必要があるのかどうかといったような問題になると、非常に検討しなければならぬ点があると思ひます。そしてこういう中で、掛け金の率はどうするかという問題はありますけれども、同時に、同じような掛け金であつても、給付内容をもつと豊かにするということも可能だということとをたてまえにして私は申し上げておるわけでございまして。

それから第三点ですが、いままで労使の掛け金の負担は折半になっております。諸外国の例を三つ伺いたいと思ひますが、たとえばフランス、イタリアの場合はどんなふうになっておりますでしょうか。

○安嶋政府委員 実は、そこまで端的な資料は私ども持ち合わせておりませんので、御必要があれば調べてお答えしたいと思ひます。

○栗田委員 さつき私、お願いしてあつたのですが、それでは通じてなかつたのだと思ひますが、私が調べたところでは、フランス労使が三対五・七五、イタリアは六・九対一三・七五、日本の場合よりはるかに労働者が少なく、使用者が多い状

態になつております。世界第二位の経済大国といながら、五対五の状態になつておるという点でも、これは労使の負担は折半ではなくて三対七くらいにすべきである、これが私の主張でございます。

こういう点で、いままで質問しました中で、ほんとうに社会保障制度としてこの制度を改善していくためには、まず労働者年金として一本にすること。現行の積み立て方式をやめて賦課方式、その内容は多少検討の余地がありますが、そういう内容にしていくこと。それから掛け金を三対七の労使の割合にすること。既裁定年金を自動スライド制にしていくこと。この四つの点をぜひ実現させたいということを申し上げまして、質問を終わります。

〔内海（英）委員長代理退席、委員長着席〕

○田中委員長 この際、参考人出頭要求の件についておはかりいたします。

ただいま審査中の本案について、本日参考人として、私立学校教職員共済組合常務理事三浦勇助君の出席を求め、意見を聴取したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○田中委員長 なお、参考人の御意見は、委員の質疑によりお述べ願ひたいと思ひます。

湯山勇君。

○湯山委員 私学年金につきまして若干お尋ね申し上げたいと思ひます。

最初に、前質問者の質問を聞いていないので、ダブつておつてもう済んでおるようなところがありましたら、委員長長のほうで適当に御注意願ひたいと思ひます。

まず、今回提案になつております私立学校教職

員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案のことについてですが、社会保障制度審議会の答申がございします。これによりまして、いろいろあるのですけれども「恩給法によって制約されている部分は今後これを最小限にとどめるよう根本的に再検討すべき時期である」ということが共済年金共通にいわれておりまして、そのあと、「今回の改正は、従前と同じく恩給法の改正に応じて余儀なく行なわれるものといえ適用範囲の拡大その他定見を欠くところが多い」ということがあります。この「定見を欠くところが多い」というのは、具体的にはどういふことなのか。これは文部省のほうでは、どのように御理解になっておられるのか。どが定見を欠いておるのかですね。

○安嶋政府委員 直前に御質問のあった点でございますが、社会保障制度審議会の意見の中に、「共済年金は国民皆年金時代にふさわしく被用者年金の中核である厚生年金を基盤としたうえ、これに企業年金的性格を加味することとし、恩給法によって制約されている部分は今後これを最小限度にとどめるよう根本的に再検討すべき時期である」という述べておるわけでございしますが、私どもの理解といたしましては、今回の改正は、恩給法による改定部分に限られておりまして、それ以上の、企業年金の性格と申しますか、それ以上の特色が加味されていない、そういう点が定見を欠くところである、こう言っておるのかと思ひます。そういうふうな理解をいたしております。

○湯山委員 これはまだもう少し聞きたいところもあるのですけれども、すでに御説明があった件の中から、そのあと「遺族年金の受給資格要件の緩和は遅きに失したうらみはあるが、本審議会のかねてからの主張に沿うものである。」これはこの法律にはございせんか。おそれなく国家公務員法が何かでやられたものかと思うのです。これは質問がありましたか。これについてはありませんか。——そこで、私は多少ここで申し上げたい点は、この遺族年金の改正というのはかなり

大きな改正であつて、社会保障制度審議会の答申もこう書いてあるのですけれども、文部省からお出しになった法律には、もちろんこれは抜けておることはよくわかりますけれども、説明にも何にもこのことについて書いてないで、ですから他の法律で大きく改正しなければならぬやうなことがこの私学年金については今回改正が行なわれた。しかし、それについての説明が政府の資料にも見当たらないし、もちろん法律にも見当たらない。

そこで、その内容についてですけれども、その内容は、失礼ですが、大臣は御存じでしょうか。大臣からひとつ……。

○奥野国務大臣 御指摘を受けまして、なるほど提案理由、不備だなどという気がいたします。遺族年金、在職一年で遺族年金をもらえるやうになるわけでありまして、これはやはり特筆しておくべきだった、かように思ひます。

○湯山委員 そこで、ここから向こうは、局長でないといふのはわかりにならないかもしれませんが、今度の改正で、一年以上組合員であつた者は遺族給付の対象になるというのはいいですが、十年以上の者については無条件、それから十年未満の者については、組合員の収入によつて生活を維持していたという、そういう関係が要求されておる、これはどういふわけですか。

○安嶋政府委員 遺族の範囲についての改正は、ただいま先生が御指摘になったとおりでございます。従来、従来の支給要件は、組合員期間が十年以上というところでございしましたが、これを一年に短縮をしておるわけでございますが、ただ、この点につきましても他の社会保険、特に厚生年金でございしますが、との取り扱ひとの均衡を考慮いたしまして、真にそうした保障を必要とする遺族に限つて支給することにしたいというふうに改正をしておるわけでございます。年限の短縮を行ないますと同時に、従来は配偶者につきましては、生計維持の要件がなかったわけでございますが、生計維持の要件を必要とするやうにした、これは他の社

会保険制度との均衡を考慮してのことだということとでございますが、ただ実際上の扱いといたしましては、生計維持の要件を支給の点につきましてもきつめて緩和をいたしまして、実質的には大部分の遺族が入り得るやうな実施上の取り扱いをしたというところで関係省庁と相談を進めておる段階でございます。

○湯山委員 この問題は、私はよくわかりになつておると思つたから、ことばを非常に省略してお尋ねしたので、親とか子供とか孫とかいろいろな関係は、これは生計維持関係があるのは当然です。ただ、配偶者の場合に、十年以上の者は生計維持関係がなくても支給対象になる。それから一年から九年、十年未満の者は特に生計維持関係が今度改正になつた法律でちゃんと明確にされておる。

そこで、私がお尋ねしたいのは、なぜその九年十一月、非常に極端な言い方をすれば、九年十一月二十九日と、それから十年一日と、そこで明確に生計維持関係を区分するという必要がどこにあるか。なぜそういうことをしたか。これは他の法律との関連というのを言われればお聞きする余地はないのですけれども、しかし、説明としてはそれは通らないので、それはこういうわけであつたんだということがなければならぬ。ですから、法律はそうなつておりましよう。ですから、十年というところで切つて、十年以上の者はもう無条件で遺族年金を給付する、十年が一日欠けても十年未満ですから、配偶者の場合やはり生計維持関係が要求される。それは一体どういふわけですか。

○五十嵐説明員 お答え申し上げます。従来の取り扱ひが十年以上ということであつたのを、一年に短縮いたしてあるわけでございます。その点で改正がなされておるわけでございます。それから、むしろ妻の場合につきましても、一年というところに切つたところに問題があるのではありませんかというふうに感ずるわけでございます。十年のところをまさに短縮したわけでございますから、

そういうふうな理解をいたしておるわけでございます。

○湯山委員 委員長もおわかりにならないだらうと思うのですが、私もわからないので、せつかくそろえたのですから、いままでは一時金で十年未満の人には出ておつたのを、今度は年金にしたわけですね。年金にして、それはそれでいい。それから一律に遺族年金が一年以上出るやうになつて、十年という切れ目がなくなつたわけですね。にもかからずあえてそういう条件だけつけて区別する理由がわからない。一年に持つてきたといふのは、それはけつこうなことで、社会保障制度審議会でも評価しておるのですから、私もそれはいいと思ひます。しかし、十年という区切りを、あえて配偶者に十年未満の者は生計維持関係が要るのだ、それをこえた者は要らない、こういう区別をなぜつけるか。

○安嶋政府委員 先ほど申し上げたことの繰り返しになるかと思ひますが、十年の要件を一年に緩和をしたわけでございますが、しかし、緩和をして全部の方に年金を出すかといへば、実際には年金を受給する必要があるものは、やはり最低の生活を保障——最低の申しますか、ある程度の生活を保障する者に対してそうした年金を支給するということが必要になるわけでございます。先ほど申し上げましたやうに、配偶者の要件を新たに定めることによりまして、それに若干の制約を付そうということでございますが、その際の配偶者の収入要件というものは、かなり高いものにしたいというふうに考えております。ですから、おそらく配偶者で相当高給を取つていらつしやるといふ方は、実際問題としてかなり少ないわけでございます。事実上は、若干の収入がございまして、大部分の配偶者が対象になる、そういう扱いをしたいというところで関係省庁と打ち合わせをいたしておるわけでありまして、それならば、そういう生計維持要件を設けることの意味がないではないかという御反論も当然出るかと思ひますが、それはさつき先生御自身がお

○奥野国務大臣　政府部内で相談をしているところでございますけれども、御趣旨のとおりだと考

○湯山委員 大要はわかりましたが、今度の改正で、政府案のほうで、これもこの法律には出ていませんけれども、最低保障額が三十万二千四百円になっております。いま局長の御答弁になった一％というのは、私学の退職者で最低保障額が三十万二千四百円未満の人が一％程度あるという

年金につきましては三十二万六千六百円になったわけでございます。この額が高いかどうかというお尋ねでございますが、その判断は非常にむずかしい点でございますが、私どもといたしましては、これはやはり他の共済あるいは社会保険制度全体とのバランスということから考えなければならな

と存じます。

○湯山委員　実は私も、いまとついで数字を持っ
てまいりませんでした。大体年金というのは夫
婦一緒にいるというのがたてまえですね。だから
最低保障額では二人生活しなければならぬとい
うのが、年金ではたてまえだと思ふのです。そう

すると、東京都の場合だと、夫婦二人ですと、年齢によって違いますけれども、大体月四万切れるというのではありません。これは一級地ですから、二級地で一人で大體これと似たようなものじゃないかと思うのです。だからこの年金というのは、こうして今度改正になったとしても、なおかつ生活保護よりも条件はよくない。生活保護と年金とは、それは趣旨が違ふといえは違ひます。けれども、とにかく最低生活を保障するということは、やはり基本的にはあつていいことであつて、そういう点で非常に低いということ、これが一つあります。

それから第二は、私学年金の年金計算の基礎になる標準報酬の下限、これは幾らになつておりますか。

○安嶋政府委員 下限は昨年改正をいたしまして、たしか一万八千円から二万六千円に引き上げたはずでございます。

○湯山委員 三十万二千四百円、それじゃなく、今度改正になつたのもいいのですが、とにかく厚生年金の最低保障額算定の基礎になつた報酬の比例部分ですね、その基礎の金額は幾らになつておるか。

○安嶋政府委員 厚生年金の標準報酬の最低の二万円を算定の基礎にしておると聞いております。

○湯山委員 私学の標準給与で二万円というのはないわけですから、掛け金から考えて実際は二万円以下があるかもしれませんけれども、とにかく標準給与は二万六千円ですから、二万六千円以下の給与ということは、この制度では考えられないということになります、それはそう解釈してよろしゅうございませうか。

○安嶋政府委員 昨年度の十月からは二万六千円以下というものはないわけでございます。それ以前は一万八千円というものがあつたわけでございます。したがって、御承知のとおり、退職前三年間の標準給与というものを算定の根拠にとりますから、昨年の秋から三カ年以内にやめた方については、その標準報酬の積算の中に二万円以下

のものが若干含まれるということとは理論的にはあり得ることでございます。

○湯山委員 今度改正になりましたから、二万六千円以下というものは昨年十月以降は考えられない。しかし、最低保障額を定めるための報酬比例分の給与は二万円、つまりこれの私学年金の標準給与の下限よりもっと低いところをとつて最低保障額というのはできておるわけです。厚生年金はそれでいいのです。二万がありますから。しかし、私学の場合は、幾ら何でもそういうことは考えられないところですから、これはたてまえが違ふといへばそれもありませうけれども、昨年の一万八千円の時きならそれはそれでいい。しかしそれがすでに二万六千円になつておるわけですから、この計算にあつては、とにかく二十年間やつて平均が二万円などというところは考えられないことですから、少なくとも二万六千円まで持つていくということが合理的であつて、これは当然制度がそうなつておるのですから、理論的には私学がなければならぬと思うのですが、どうでしょうか。

○安嶋政府委員 確かに御指摘のような問題があるうかと思ひますが、しかし、最低保障は、厚生年金もそうございしますが、各共済通じての保障ということになつておるわけでございます。したがって、湯山先生御指摘のような理論でまいりますと、国家公務員の場合にもこの金額を適用することは適當ではないということになるわけでございます。国家公務員の行の最低の俸給はたしか三万二千円程度であつたかと思ひます。そういったしますと、私学共済の二万六千円よりもむしろ高いわけでございますが、また別個にその最低保障額を定めるかという問題がそこに出てくるわけでございます。確かに御意見としては私よく理解できる点でございますが、扱いとしては必ずしも各共済ごとに、標準給与あるいは俸給表の最低のものをとつて、それから積み上げておるということではなくて、社会保障全体を通じて最低の額を保障するというところで、従来からやつておるというふうに御理解を賜りたいと思ひます。

○湯山委員 つかぬことを聞いて失礼ですけれども、厚生年金には最低保障額というのはいりませんか。

○安嶋政府委員 最低保障額というのは厚生ではないのでございしますが、ただ、計算をした最低額が三万二千四百円、今度改定になりました三十二万一千六百円、これが厚年の最低標準報酬を基礎とした最低額ということでございます。

○湯山委員 私は、この委員会のご限りにおいて、局長の御答弁は、それはそれでわかります。しかし、基準になつておる厚生年金には、最低保障額というのはいりません。だから社会保障制度全体、年金制度全体の大体基準が厚生年金に置かれるというふうな考え方、そこが基準になる。私学年金もそこから飛び出してきたものだから、そこが基準になるというところはわかりますけれども、しかし、基準になる厚生年金には最低保障額はない。そういう制度はない。そうすると、私はこの前も年金のときちよつとお尋ねしたし、ほかのところでもお尋ねしたのですけれども、いまの私学の場合にしても、国家公務員にしても、地方公務員にしても、その他にしても、最低保障額というものを保持していないものから何か割り出してきて、かつてにいまのような計算で最低保障額をつくつて、それにこたつて今度各省間の、どうかこうとかいいながら、動かないものをここでこしらえたような印象を与えてゐる。それはないのです。おつしやつたような基準はないのです。

結局本来の年金の役目を果たさないものになつてしまふのです。だから、いままでの御答弁で他の制度、他のことをいいますけれども、それは国家公務員共済が基準かといつたら、そうでもない。それなら私学が基準かといつたら、そうでもない。農林年金が基準かといつたら、そうでもない。みんな寄つてかかつていく。厚生年金には最低保障はない。これは皆さんがそういう亡霊にとりつかれたやうになつて、ほんとにこの問題を大事だと思つて真剣に取り組むという役所がないということが、一番大きな欠陥じゃないかというように思ひます。

そこで、この問題は確かに、文部省全体の仕事としては大きい仕事ではないと思ひますけれども、しかし、今日の私学の果たしている使命というものが、それから一方においては世界の大勢が、教育界には人材を集めなければならぬ。これはどの国もずいぶんやつていまして、ずっと前のジョンソン大統領が、教育振興のために一挙に教育予算を倍くらゐにしたことがありました。私はあの当時のことを読んでみて、ずいぶんアメリカもしつかり力を入れてゐるなどということを感じましたが、しかし日本では、まだ私学年金は最低保障額が生活保護にも足りない。そしていまのような、厚生年金の一番低いものよりもまだ低い。厚生年金よりも不利な条件にある。そういうことをほつておつて、他のところがさうだからといって、それで済ましていいものかどうかということについては、これは単にそれだけの問題じゃない非常に重大な大きい問題だということに思ひます。

そこで、これは大きい問題ですから、大臣はその点についてどうお考えなのか、ひとつ伺いたいと思ひます。

○安嶋政府委員 大臣のお答えの前に、簡単にちよつと申し上げたいと思ひますが、先生のお話よく私理解できます。がしかし、申し上げますと、厚生年金制度というのは、社会保障制度のいわば一般法あるいは最低の水準を確保するという法律でございますから、各共済とも一応それになつたん

だ、こういうことであらうかと思いますが、ただ御指摘のような問題は、確かにあるかと思ひます。各共済共通の問題として、今後どうするかよく検討をいたしたいと思ひます。

それから厚年を下回るものが出るということについては、これは先刻来御指摘のとおりでございますが、各共済ともそういうものが出るわけでございますが、これもひとつ各共済とも相談をいたしまして、前向きにどう対処していくか検討したいというふうに考えます。

○奥野国務大臣 厚年について、最低保障という表現を使つていないことから、それをよりどころにするやうなわけのわからぬようになっておるといふお話、それは私なりに理解できます。それは厚生年金の場合は、定額比例部分と報酬比例部分とに分けておりますし、報酬の場合には下限、上限、一応きめておるわけでございますが、おのずから最低保障額になってくるんじゃないか、こう思ふわけでございますが、最低額も最低保障額もことばの使い方の違いに過ぎないか、こんな気持ちもいたすわけでございます。なお、しかし、具体的に統一のとれた年金制度が生まれるように改善努力していかねばならない点は私も同感でございます。

○湯山委員 そこで、これは暫定的にいまのような御提案なり、そしていまのような程度でやむを得ない部分もあると思ひます。けれどもそういうことから考えますと、いまおっしゃたように、これは私学年金を含めて、共済年金全体が、来年はもう抜本的な改正に取り組まなければならぬところへ来ておると思ひます。そこで、そういう来年度抜本的に年金については改正と取り組むという御決意が、大臣にはおありになるかどうか、重ねて伺いたいと思ひます。

○奥野国務大臣 私はやはり年金制度が社会保障制度の根幹をなすものだと思ひます。ですから、だれもが生涯とも安心して生活できる社会にしたい、これは政治の根本だと思ひますので、いづれにいたしましても年金制度につきましても、その

ような方向を願ひながら努力をしていかなければならない最重要課題だ、こう思つております。

○湯山委員 ことし厚生年金が、かなり大幅に改正になりました。しかも、あれだけ大きな改正をしながら、なおかつ国会審議の段階で幾つかの修正がなされた。これは非常にいいことだと思ひます。そして厚生年金が、ああいう大改正の中でなおかつ修正されたことが、金額にしてはわずかにしても、二万円そこそこでございますが、やはり私学年金へもはね返つてきて、とにかく衆議院段階ではその分だけ最低保障額が引き上げになり、またそれに伴つて遺族年金その他に波及してきています。これは非常にいいことだと思ひますので、これ、しかしいまのことだと思ひますと、じゃ、これで私学年金というものが、このままでするのについていいか。そうじゃなくて、むしろそれに上

回つた改正を、抜本的に来年はしなければならぬというところが、大臣のおことばの真意だと思ひますので、ぜひひとつそれを取り組んでいただきたいというふうに思ひます。

それから次は、少し小さい問題ですけれども、せっかく社会保障制度審議会の答申もそうであり、それから大臣の御提案の説明も、恩給法の改正になつたというところで、既裁定年金の今度の最低保障額の適用について、旧法あるいは私学恩給といふ場合は、そういう措置がとられていない。これはかえつて古い人ですから、当然そうしなければ趣旨が一貫しないと思ひます。国家公務員の場合は、新法ができた昭和三十四年から適用になつています。私学の場合は新法になつた昭和三十七年以降にしか適用になつていない。そうでしょう。そうでしょうから、先に念を押しておきたいと思ひます。

○安嶋政府委員 御指摘のとおり、新法年金につきましては、最低保障の方式がございまして、その金額は修正の結果約三十二万円になつたわけでございますが、旧法期間につきましては、これは御承知のとおり旧法規定自体におきまして、最低

保障という考え方がなかつたわけでございます。これは私学共済の旧法期間だけではなくて、国共済、地共済の旧法期間におきましても、同じように最低保障という考え方がなかつたわけでございますが、昨年の年金改定の際に、初めて旧法期間の最低保障額というものが定められたわけでございますが、これは新法期間がたていま御指摘のよう

に改正されたのに比べて、そのままだと置かれておるわけでございますが、これはただいま申し上げましたように、沿革的に旧共済規定におきましては最低保障に関する規定がなかつたということと、それは私学共済だけではない、国共済、地共済についても同様であるということから、他の共済制度との均衡を考えた結果、昨年の額に据え置かれておるといふことでございます。

ただ、新法期間の最低保障額につきましても、いろいろ御指摘があつたわけでございますが、旧法期間につきましても、金額から申しますと、それ以上の開きがあるわけでございますので、この点につきましても今後改善する方向で各共済と十分連絡をとりながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○湯山委員 大臣、いまの点は非常に重要な問題で、古い人である年金の低い人が取り残されたまま来ておるのです。制度の問題なんか言へば、それは何ぼでもあるのです。この制度だつて、新法といふけれども、それになつてから大きい改正がずいぶんあつておるわけですし、だから、これを残して、一方で物価、賃金が上がつた。そこでせつかく二・三・四・五今度上げるといふながら、その古い連中はみんな残してあるのです。昭和三十七年以前のはほうつておく、こんなことが許されていいのでしようか。そんなことを除いて、いまの情勢の中で社会保障をやつていくんだという中で、その十一万から十三万ぐらゐにしかなつてない三十七年以前の人、これをほうつておいて、あとは最低三十万にいく、その他の人も二・三・四・五上げてやる、ここから向こうはほうつておく、これは許されることかどうか。しかも、この人たちは私

学教育のためにずっとやつてきた人です。いま局長は、事務的に、制度がどうか、切りかえがどうかと言われるが、しかし、もつと大きい立場から、残していいとお考えなのか、これは何かしなればならぬとお考えなのか、大臣から伺いたい。

○奥野国務大臣 先ほど山口さんからもお尋ねがございまして、それ以前の問題、恩給法の関係やその他の共済制度の関係やら、いろいろある。当然そういう方々についても、改善措置を推し及ぼしていかなければならない、他の諸制度と一緒にぜひ改善に向かつて努力をしてきたい、こう申し上げたわけでございますし、そのとおりと考えております。

○湯山委員 先ほどちよつと申し上げた、厚生年金がああいうふうになりぎりになつて、定額部分が千円に引き上げられた。そこで、共済は国家公務員が三十四年なら、他の地方公務員も三十七年でしょう。そうですね。地方公務員の三十七年。それから私学の三十七年。農林年金がいつでしたか。三十九年ですね。厚生年金はそういう区別がありますかどうですか。局長、どうですか。

○安嶋政府委員 ただいま御指摘のような違いは新法、旧法の切りかえの時期が、各共済で違つております結果、そうなつたわけでございます。新法期間、旧法期間というそれぞれの扱いが、その間に相違があるわけではございません。それが第一。

それから第二は厚生年金の関係でございますが、厚生年金は御承知のとおり新法、旧法という関係がございせんから、したがつていまのような問題を生ずる余地がないことかと思ひます。

○湯山委員 そこで、私学年金というの、初め厚生年金から来たのです。厚生年金から飛び出してきた。農林年金も同じです。厚生年金は、今度の改正になつたものは最初から適用です。その辺、おかしいでしよう。

そこで、私はもう一べん、これを通す前に、ぜひひとつ大臣に英断をもつて修正してもらいたいのは、大蔵省と、むずかしければ、せめて国家公

務員にそろえる、三十四年なら三十四年に。これ
も不合理ですけれども、私学、地方公務員、農林
年金、とにかく一つ国家公務員がこうあって、あ
とずらずらとこう来ておるのですから、それま
でそろえるという程度の修正は、そんなにむずか
しくないし、財源的にどれぐらいかかりますか、
おそらく私学全体で一億もかからないでしょう。
これは、せっかくここまで来ておるのですから、
これもひとと修正して、どうでしょう、せめて
三十四年まではそろえるというぐらひは、自治省
は、大臣はお手のものですか、自治省もお話し
いただくし、私学はもう大臣直接ですから、あと
農林大臣とも話していただいて、せめてこれは、
国家公務員の三十四年ぐらひにそろえようじやな
いかというぐらひなこと、修正は、今度やってい
ただけなんでしょうか。いかがでしょう。

○奥野国務大臣 いまおっしゃったような問題も
ございますし、より根本的には、過去のものにつ
きまして改善をはかっていくということでもござ
いますので、全体的にひとつ考えさせていただき
たいと思います。

○湯山委員 もうきょう上がるのなら、すぐ相談
していただかぬといかぬので、それを話してい
ただくのなら、大臣はおつていただかなくてもけ
っこうでございますが、どうでしょうか。早急にそ
ういうことはできないですか。

○奥野国務大臣 今回は、ぜひ政府提案の法案に
つきまして御審議を進めていただきますように、
お願い申し上げたいと思います。いづれにいたし
ましても、なかなか大問題でございますので、引
き続きまして、そういう改善については努力をし
ていくつもりでございます。

○湯山委員 これは今度ぼつきのものとして、
今度の修正はあとに尾を引くようなものではあり
ません。このまま通してくれとおっしゃいますが、
それはそうですが、しかし、本来ならば私学年金
はすでにここにお出しになっている以外のところ
で修正されておるんです。御存じでしょう、大臣。
政府提案のとおりじゃありませんよ。もうすでに

議員立法で最低保障額が修正になっておるわけ
です。ただ、大臣のほうはよつかつておるから、
こうやってのんきにいられますけれども、せつか
くよそでは苦労して修正しておるのですから、せ
めて一つくらいどうですか。いまの三十四年にそ
ろえることくらい、いまから今晩一晩くらいか
かってやって、そしてあと農林大臣と自治大臣と
で大蔵省へ、これだけやってやろうということ
で乗り込んでいって、額は少ないと思います。非常
に少ない額だと思ふのです。いかがでしょう。か
れをやつてもらえば、もうあと質問しなくてい
いんです。

〔内海(英)委員長代理退席、委員長着席〕

○奥野国務大臣 他の委員会にかかつている法案
との関係も御承知のようにあるわけでございま
し、全体的に御承知のようであるわけでございま
す。予算のなかみ合いの問題もございまして、で
ございまして、予算の成立した今日におきまし
ては、ぜひ引き続いての努力にさせていただきます
すようお願いを申し上げておきます。

○湯山委員 大臣、それはあまり大臣としては
ただけな回答で、ひとつ大臣、フアイトを燃や
して、農林年金はまだ上がつていないのです。お
そらく来週になります。それから、国家公務員は
上がりましたけれども、これはぼつておいていい
んです。それにそろえるのですから、これに手
をつけなくていい。あと上がつていないこと、農
林と、地公に御関係あるのですから、とにかくそ
ういうのなら、ではひとついまから走つてみよう
走つていただいで、できなかつたらこれはもうや
むを得ませんけれども、どうでしょうか。いまか
らひとつその三人の大臣を糾合していただいで、
もうわずかなことですから、三十七年からやるの
を三十四年まで三年間、こう持つていくという
けのことですから、ひとつぜひ御尽力いただき
たいと思ふのです。もう来年と言わずにとにかく
うやつてみる。いかなかつたらおわびなんかしな
くて、こつちが御苦労さまと言いますから、どう
でしょうかね、大臣。

○奥野国務大臣 政府から提案申し上げておるわ
けでございますので、あとの修正問題につきまし
ては、ひとつ国会の場で御検討いただく以外に、
私それ以上に申し上げることは困難じゃないかと
思います。

○木島委員 ちよつと関連して。

いま湯山さんおっしゃるやうに、これは政府の
ほうも修正しなければいけません。それからいま
野党で、全校加入の道の議員修正を考えておいま
すね。いま最後に大臣おっしゃった国会という
は、そのときに議員の修正で、与野党の修正で一
致すれば、そのことはたいへんありがたいという
意味に理解してよろしいのですか。

○奥野国務大臣 予算に御関係しますものにつ
きましては、閣議を経て御返事をしなければならぬ
わけでございまして、そういう場合には、またそ
れなりに私として善処していきたいと思ひます。

○田中委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○田中委員長 速記をとめて。

○湯山委員 大臣の御答弁のお気持ちもわかりま
した。委員長にもお願いして、ぜひ文教がこれだ
けのことを今度やつたというのをひとつ見せるよ
うに御尽力願ひたいと思ひます。

それから、せっかくここまでいきましたから、
私はもう質問を終わりたいと思ふのですが、最後
に掛け金の引き下げの問題です。

私学年金の掛け金率は、他に比べて高いとはい
えませんが、それはよくわかります。けれども、そ
のためには私学振興会からの交付といひますか、
負担があるはずですが、これはどうなつておりま
すか。

○安嶋政府委員 私学振興財団から私学共済に対
します補助金は、四十七年度既年金者の年金の
増額分、これは旧恩給財団の分でございますが、
六千六百三十九万円でございます。それから整理資
源といひまして一億八千万円。それから事務所
の増改築に対する補助といひまして千九百六十
万円、合計二億六千六百四十四万円を支出しておるわ

けでございます。昭和四十八年度におきましても、
約二億八千八百万円程度の補助が私学振興財団か
ら共済組合に対して行なわれる見込みでございま
す。

○湯山委員 共済の財源をそういう形で受ける
ということは、私はあまりいいことではないと思
うのです。やはり国負担をふやして、そして現在
の一八%なら一八%を、二五%なりあるいは三〇%
にふやして、そしてそういう関係からのいまの負
担をなくして、それはそれでまた別な使い道があ
るはずですから、そういう方法をぜひやってほ
しいというのをかねがね考えておつたわけです。

他の年金ではそういう関係はほとんどないと思
いますので、私学だけがそんなに振興財団から財源
あるのは助成を受けているというのは不自然な
ので、当然これは国が持つべきものだと思うので
す。そこで、来年度、これはもういまだどう申し
ませんから、来年度抜本的な改正のときには、そ
ういうところから、あるいは事務費あるいは給付
に要する費用、整理資源、そういうものの負担を
しなくていいやうな国の負担、それをひとつ明確
にして、すっきりしたものに今度はいひしていただ
きたいと思ふのですが、いかがですか。

○安嶋政府委員 私学振興財団の補助でございま
すが、これは国の負担分とは全く別個の性格のも
のであると考えております。国の負担が少ないか
ら、私学振興財団が肩がわりをして、そういう
ことではございせん。国の補助は国の補助とし
て、先ほど来お話がございましたやうに、百分
の二十をさしあたり用途に増額をはかつていき
たい。そのほかに、私学振興財団に余裕がござい
ますれば、さらに補助をいたしまして、今度は法人
なり個人組合員の負担の軽減に資していきたい、
こういう考え方でございまして、肩がわりではござ
いせん。

○湯山委員 いずれにしても、結局は落ちつく
ところは組合員のところへいつて、そして他に比
べて年金設計を見ますと、結局ぐるぐる回つてい
くと、それが組合員の負担率の軽減に回つておるわ

けです。しかしそれなら、国の負担をいまおっ
けすから、年金のほうへ入っていくのが浮いて
いくわけですから、それはそれでまったく有効な使
い道がある。ですから、いまおつしやったように
百分の二十五、私どもは百分の三十くらいは国が
持つべきじゃないかというように思うのですけれ
ども、しかし、いまのところ十八までしかいっ
ていないのですから、一挙に三十というのはむずか
しいかもしれませんけれども、とにかく来年度は
ひとつ国の負担を、いまお話があったさうです
からよめますが、ふやまして、そういう関係のも
と有効な使い道があれば使うという方向に
持っていくていただきたいと思います。

○田中委員長 高橋繁君。

○高橋繁委員 今回提案になっております私立
学校教職員共済組合の年金の額の改定に関する法
律等の一部を改正する法律案、いろいろ朝来から
審議をされております。重複を避けて質問を
いたしたいと思っておりますので、よろしく願ひいた
します。

まず、大臣に最初にお聞きしたいのですけれ
ども、この私立学校教職員共済組合の目的が、他の
共済組合とやがて異なる点があるわけですね。
というところは、私立学校に勤務する教職員を対
象として相互扶助事業を行ない、その福利厚生を
はかり、私立学校教育の振興に寄与することを目的
として設立されたものである。いわゆる私立の学
校に在職する教職員の相互扶助と福利厚生をは
かっている。さらに私立学校教育の振興に寄与する、こ
ういう点から考えて、この共済組合の目的がそう
した私学振興という面に寄与するといふ面からいっ
て、大臣どのようにそれを理解をされておられ
ますか、お考えになりますか、最初に御答弁をお願い
いたしたいと思います。

○奥野国務大臣 私学の振興をはかるということ
も法律に明記しているわけでございますので、私
学に従事される教職員の将来にわたる生活の安定

それに十分寄与するように配慮していかなければ
ならないということは、仰せのとおりだと思いま
す。

○高橋繁委員 大臣の、私学振興に寄与する
というその目的に沿ってやらなければならぬとい
うことからいいますと、先ほど来も多少問題に
なりましたが、私学の全学校加入という問題に
ならなければ、その目的を達するということには
ならないのじゃないかというように私は考えるわ
けですが、その点の御理解はどうでございますか。

○奥野国務大臣 そのようになつたほうが望ま
しいとは思いますが、いやだという方を無理
に引つづけても振興にならない、そういうこ
とで、かつて選択を認めた。選択を認めた際に、
入らない方がいらつしたということ、今日
になつておるわけでございます。しかし、今日の
事態におきましては、この私学共済のほうに入
ていきたいという学校が、残っている学校のうち
でもふえてまいつてきておりますので、私たちと
しましても、ぜひそういう道が開かれるようにし
たいものだと思願をしております。

○高橋繁委員 この私学共済に入るのがいやだ
と言っているといまおつしやいます、現時点で
いわれる適用除外を受けている学校で、実際は積
極的に加入したい。あるいは検討されているいろ
いろな学校があると思ひますが、いわゆる未加入
の学校の状況をどのように把握をしていらつしや
いますか。

○安嶋政府委員 未加入校の問題でございますが、
学校数といたしまして百七十一校、比率で一・八
％、それから教職員の数といたしまして約三万六
千人、比率で一六・四％のものが未加入というこ
とでございます。

その実態をどういふふう把握しているかとい
うお話でございますが、まず短期について申しま
す、百七十一校の未加入校のうちに、政管健保
に入つておられるものが六十七校、それから組
合健保、健保組合を結成をいたしておりますもの
が八十四校でございます。この政管健保に入つ

ております学校は、大部分が私学共済の短期給付
の適用を受けたいといふふう希望をいたしてお
るわけでございますが、健保組合を結成してござ
する八十四校につきましても、その大部分が必ず
しも私学共済に入りたいという意向を示してお
りません。朝来御指摘がございましたように、比較
的大規模の大学が中心でございまして、したがつ
て、その平均給与もわりあい高い。したがつて、
比較的低率の掛け金率でもつて、比較的内容のい
い給付を行なつておるといふようなこと、また健
保組合も長い歴史を持つておりました、したがつ
て、かなりまとまつた資産も持つておるといふよ
うなことから、私学共済の短期給付に全部が入り
たいといふような状況にはなつていないわけでご
ざいます。

それから年金制度につきましても、未加入校の
大部分が厚生年金に入つておるわけでございます
が、先ほど来御指摘のように、今回の厚生年金の
内容の改善によりまして、一部私学共済よりも厚
生年金のほうに有利であるといふ部分が出ており
ますが、しかし、全体といたしましては、私学共
済のほうの給付が厚生年金よりいいわけござい
ますので、私学共済に加入したいといふ希望のも
のが、短期の場合に比べて多いわけでございます。
しかし、それでも私学共済に必ずしも入ることを
希望しないといふような学校があるわけござい
ますが、これは、学内年金という制度を持つてお
りまして、厚生年金に若干上積みをした給付を大
学限りで行なつておるといふ例があるわけであり
ますが、ただ、最近の傾向といたしましては、各
大学とも経営がかなり苦しくなつておりまして、
全額学校法人負担による学内年金制度というもの
を維持することが困難になつてきておる、それを
やめざるを得ないような傾向にきておるといふこ
とでございます。そういう点からも、長期給付
について、厚生年金よりはやはり私学共済のほう
に入りたいといふものがふえてきたといふような
状況でございます。

○高橋繁委員 未加入の学校についていま説明
がありましたが、そうした実態は、文部省として
は最近調査をされたことはございませうか。

○安嶋政府委員 未加入校の加入希望の状況で
ございまして、文部省が直接その調査をしたとい
うことはございませけれども、私学の間で共済組
合に加入したいという組織がございまして、その
調査によりまして、まあ大勢願望と検討中
といったようなものを含めてはございまして、
約七割のものが私学共済に入りたいといふてお
るようでございます。

○高橋繁委員 いまお話のありました私大連盟
です。調査をされたのが私の手元にあります。が、
それによりまして、加入希望校が四十七法人八
十九校あるわけですね。加入について検討中の学校が
五法人で十一校、大勢に願望する学校が六法人で
十四校、加入しない学校がわずかに五法人で二十
校あるわけですね。そのうち、未回答がござい
ますが、その未回答の学校は、私学共済の短期へ加入して
いるのみの学校であるとか、あるいは長期のみ加
入している学校であつて、まあたしかことしの二
月の調査であつたのだらうと思ふのですが、加入し
ない学校がわずかに五法人二十校であるといふこ
とになると、ほんの一握りの学校だけのはつきり
と加入しないといふことを表明しておるという
ことになる、もう一〇〇％近く加入を希望して
いるといふことになるんじゃないかと思ふわけ
であります。いろいろ昨年もつとこの未加入の学
校の問題については国会でも論議をされてきてお
りますし、そうした世論も高まりつつあります。
また、文部省としても、そうしたこの未加入校の
加入について、組合設立の趣旨に基づいて全面加
入が望ましいといふことで、その実現に向かつて
努力を重ねてきた、こうおつしやつておりますが、
どのような努力をされてきたか、具体的に、
ありましたらお教え願ひたいと思ふのです。

○安嶋政府委員 この問題の解決につきましても
文部省の基本的な考え方は、やはり未加入校の全
員加入といふことでございます。しかし、全員加
入と申ししましても、いま申し上げましたように、

私学共済自体におきまして、加入を希望しないというものがあるわけでございますから、それを強制的に入れることに關するいろいろな問題がございます。

それからもう一つは、厚生年金、健康保険を所掌いたします厚生省、これは社会保障制度全体を見ておる役所でございますが、厚生省におきまして、この問題はすでに決着済みの問題であるとか、あるいは私学側にも異論があるではないかといったようなこと等いろいろございまして、厚生省当局とも私もいろいろ話し合ひをしておるわけでございますけれども、なかなかその間の了解というところまで立ち至らないということでございます。

○高橋(繁)委員 厚生省という話し合ひを進めてまいつてきておるというお話ですが、もう厚生省がメンツだけの問題にこだわっているのじやないかという感じもしますが、そういうことはないのでですか。

○安嶋政府委員 やはり厚生省は、制度の基本に触れる問題だという理解を持っておるようでございます。

○高橋(繁)委員 二十九年に決着がついてるというのですけれども、二十九年当時のいわゆる未加入の状態というものは、その当時加入しなかつたということとは、初めて設立をされる私学共済の将来というものが、一体ほんとうに安定をされた運営というものがなされていくかどうかという心配が一つあったらと思う。あるいは掛け金の負担の増額によってそれぞれ生活に影響を来たすとか、あるいははいへんに平均給与の低い幼稚園をかかえていたりとか、あるいはそれぞれ各学校で持つてゐる財産の譲渡の問題であるとかいふことが問題になつて、未加入に加つたといふようなことがあるわけ、最大の理由は、私は私学共済の将来の不安感というものがあつたのだらうと思うのです。ところが、もう現在に至つては、かなりの安定した経営をなされておるといふことから考へて、私はやはり厚生省が、医療保険制度、年金制

度の抜本改正ということを考へて、いまさらそうした問題について、私学共済に入れるということが非常にまずいということから考へておつたのだと思いますが、そういうことから考へてみても、その当時のいわゆる未加入校の考え方というもの、いま少しぶん変つてきてゐるというところから考へると、私は文部省がもっと積極的、加入したくない学校についても、一応啓蒙なり指導なりをされて、そしてこの未加入校もなくしていくという方向に努力をもつて、とされてもいいじやないか、このように考へるわけですが、局長、もう一度どのように……

○安嶋政府委員 まあ古い話でございますが、その間そうした接触をずっと厚生省と保つておるわけでございますが、先ほど来申し上げたようなことが問題で、なかなかお互いに了解点に達しないというところでございます。一方、私学側に対する啓蒙もというお話でございますが、最近関係の方が非常に事柄をよく存じておられまして、別にものを知らなくて入りたくないと言つてゐるような事態ではないのでございます。いろいろ御承知の上、簡単に申しますれば、有利か不利かという判断をなさいますと、そしてわが校の場合には、私学共済に入ることは必ずしも有利でないという判断から、依然として入るつもりはないという学校が、あとを断たないといふことかと思ひます。

○高橋(繁)委員 総理府の中に、いわゆる公的な年金制度の調整連絡会議ですか、あれは現在も持たれてゐるわけでございますか。

○安嶋政府委員 現在も持たれております。

○高橋(繁)委員 その中で、いわゆる私学共済、農林年金、これが一つのグループになつておるし、あるいは民間のグループあるいは公務員グループあるいは労災グループですか、四つのグループに分かれて、いろいろ年金問題等について調整や連絡会議を持たれておるようでありますが、その中で、この私学共済の問題については、かなり議論をされておりますかどうか、その辺についてお聞きしたいと思ひます。

○安嶋政府委員 午前中、内閣の審議室長から御答弁がございましたように、公的年金制度調整連絡会議は、四つのグループに分かれて検討を進めておるわけでございますが、第一は民間グループ、これは厚年、国年、船員保険でございます。第二は公務員グループ、これは国共済、地共済、公企体共済でございます。それから第三は私学・農林グループ、第四は労災グループの四つでございます。各共済ともそれぞれ沿革も違ひますし、また置かれておる経済的な諸条件が違ひますので、またますので、その類似したものを集めていま申し上げたようなグループをつくりまして、それぞれで今後の年金のあり方について検討をしておるといふことでございますが、しかし私学・農林グループは、やはり公務員グループの全体の動きが固まつてまいりませんと、結論が非常に出しにくいといふことでございます。現行の制度自体がほとんど同じ体制をとつておりますので、私学共済、農林共済だけが、国共済、地共済、公企体共済と違つた改正を行なうといふことも問題がございますので、現段階ではただいま申し上げましたように、公務員グループの審議の結論を見守りながら、検討を続けておる状況でございます。

○高橋(繁)委員 その調整連絡会議が、私はそういうことはなないと思ひますけれども、かえつて私学共済の未加入の問題について、ブレーキをかけてゐるようなことはなないかどうか、そういう心配はありますか。

○安嶋政府委員 そのようなことは全くございせん。

○高橋(繁)委員 今回政府が担当しました厚年あるいは健保、こうしたものの改正が、未加入問題の解決を、やや困難ならしめてゐるという心配はありませんか、どうなんでしょうか。

○安嶋政府委員 先ほどから申し上げておりますように、長期給付につきまして、厚年よりも私学共済が下回るといふ部分が出てきたわけでございますが、私学の未加入校で私学共済に加入を希望しておられる方々の意見をあらためて聞いたわけ

でございます。今回厚年の改正によつて、こういう事態が新たに起きたけれども、それでもなおかつ、私学共済への加入を希望されますかといふことを、あらためて聞きましたところ、その辺にもかかわらず、従来どおりの体制で私学共済に加盟をしたい、こういうふうな申し出をしておられます。ですから、ただいま御指摘の心配は、現実にはなつていないといふふうに私も理解をいたしております。

○高橋(繁)委員 大臣にお聞きしたいのですが、最初に御答弁願ひしましたね。私立共済の目的私学振興という面からいつて、やはり未加入校をだんだんなくしていくという方向に行かなくちゃならない、私はそう判断します。前の高見文部大臣も、できるだけ早く未加入の問題については解決をいたしたいといふようなことを委員会でも述べておりますが、そういう共済組合の目的からいつて今後未加入問題をなくしていくように御努力をなされるかどうか、どういふお考えでありますか、その辺についてお答えを願ひたい。

○奥野国務大臣 未加入校の中で、七割も私学共済に入りたといふ希望を表明しておられるわけでございますので、文部省といたしましては、ぜひそれが可能な方向に持つていきたい、こう考へてゐるわけでございます。不幸にして政府提案の中にそれを盛り込むことができなかったわけでございますけれども、委員会におきましても、いろいろ御心配いただいてゐるようでございますので、私はその実現を期待してゐる一人でございします。

○高橋(繁)委員 未加入の問題はそれくらいにいたしました、あと午前中から健保の改正による一〇%の国庫補助によるところの、私学共済に対する国庫補助の問題であるとか、あるいは年金の問題等、るる審議をされましたので、その問題は省略いたしました、せつかく三浦参考人がいらつしゃつておりますのでお聞きしたいのですが、設立当初心配されておつた問題が、順調に推移されてゐるようでありまして、本年度さらにかんりの機構改革を抜本的に行なつたようであります。そ

の機構改革の内容について、資産運用の面であるとか、あるいは広報相談の問題であるとか——この広報相談の場合は、特に組合員との直接の接触を保つ大切な機構になっていくのじゃないかというところが予想されるわけでありまして。そうした新しい課の新設に踏み切ったわけですが、その辺のお考えをまずお聞きしたいと思ひます。

○三浦参考人 お答え申し上げます。

昭和二十九年一月に発足いたしましたして、ちょうど十九年経過いたしますわけでございますが、発足当初は加入校三千校、加盟組合員五万程度で発足いたしましたわけでございます。現在一万一千校、二十二万の組合員、扶養家族十七万を入れますと、三十八万程度の給付対象をかかえていたところまで発展いたしましたわけでございます。したがって、業務処理上も、従来はそろばんとペンでやっておりましたが、やはり電算機を入れてこれを処理せざるを得なくなりましたので、この四月から稼働に踏み切りましたわけでございます。したがって、従来の業務処理姿勢とはおのずから違つてまいりましたし、それから、かたがた、ただいま先生から御指摘のありましたとおり、資産運用課と広報相談課を設置いたしましたわけでございます。

やはり私学共済の基本的な業務といたしましては、法定給付の短期の給付と、長期の給付を的確に処理してまいること、それからもう一つは福祉の事業を適正妥当な方向に充実強化していくこと、この三本でございます。

この長期給付の面は先ほど来諸先生方からの御質疑もあり、そしてまた大臣、管理局長からる御説明のあったところでございますが、この長期給付の根底をなすものは何といたしましても財政的な基盤の確立でございます。私どもといたしましては、加入いたしましたから給付が終わるまでサイクルを八十年と考へております。したがって、現時点での財政面の確立と、やはり八十年の将来を見越しての上の責任準備金の積み立てでございます。しかしながら、ただいまのところ保有

資産といたしましては、先ほど管理局長は四十六年度決算をおつしやられておりましたが、私のところ、いま資料がないものでございまして、四十七年度決算になるであろう数字で申し上げますと、保有資産といたしまして八百二十七億程度でございます。それから引き当て金といたしまして八百三十七億程度、合わせまして千六百六十四億程度でございますが、標準保険料方式で数理的に計算いたしました責任準備金の額といたしましては、千八百六十億程度でございます。したがって、いまして、どうしてもそこ百九十六億程度の不足金が出るわけでございます。これがいま私どもといたしまして、国の助成金百分の二十をお願いしなければならぬ一つの大きな理由でございます。しかし、ここへ参りまして千六百六十四億程度の資産が一応計算されるということとは、この私学共済の財政的な基盤がやや確立してきています。二十年前に加入するしないいろいろな問題があり、加入できなかった学校の先生方のお考えも——二十年前の方々の考えそのままで、いま加入するしないの問題を論議することは、少し無理ではないか。やはりいまの時点では、未加入であった学校でも、どうしても入りたいたいというきわめて強い要請もあるわけでございます。

これは少しわきにそれましたが、私のほうといたしましては、この八十年の将来を見越した上での保有資産として現在持つております八百二十七億というものを、きわめて有効に管理し、これを利殖していくこと、これがきわめて大事な仕事だといふふうに自覚しております。経済的な変動のきわめて大きいときに、この程度の規模の資産の運用ということも並みだいていことではないのでございまして、新たに資産運用課というものををつくり、そしてここで専門家の意向もくみ入れて、間違いないような運用のしかたをしてまいりたい。そういったしめんと、この二十年、いままでは、先ほど管理局長からお話のありましたとおり、長期の給付等は大体その保有資産の果実でまかない得る二十六億程度で処理してまいりました。

た。しかし、二十年をこえますと、受給対象者がずっとふえるわけでございます。これはたいへんなことになるわけでございます。したがって、将来に向かひまして八百億程度の資産の運用に間違いないような、万全の体制をとつてまいりたい。外からのお知恵を拝借する人といはしましては、不動産研究所の方とか、あるいはこういう業務に携わつておられるところの三菱信託のようなどころのその仕事を処理しておる人とか、あるいは日証金融会社のそういう面を担当しておる人とか、そういう人々に構成メンバーにお入り願ひまして、そしてわれわれも参加いたしまして妥当な方針を打ち出し、そして具体的に、間違いない適切な資産運用処理をしてまいりたい、こういうふうを考えておるわけでございます。

それからもう一つ、広報相談課といふのは、電算機導入によりまして各法人学校等においての業務処理の体制が、全然変わつてまいりました。ですから、この面での業務処理上の、専門家を統一したような形で業務処理体制をつくるためのPRも必要だということもあり、あわせて具体的には、自分が退職する場合に年金が幾らになるのだというふうな、きわめて直接的な相談等も、切実な問題でございますので、これに対応する姿勢を打ち出してまいりたい、それで広報相談課をつくりましたわけでございます。

そしてまた、全国会員を一九としてPRの方法といたしましては、いままでは理事長名で書類をその団体の理事長あるいは学長等に届けば、それで事足りたという姿勢をとつておりましたが、これではどうにもならぬ。ほかの書類と一緒に破かれる危険が十分にあるからということで、一学校ごとに事務処理の登録担当者をつくりまして、そのリストによつて万全の連絡をとつてまいり、そういうことを具体的にやつてまいりましたわけでございます。

以上、主として機構に伴ひましての要点だけを御説明させていただきます。
○高橋(繁)委員 説明によると、たいへん大事な

問題をかかえて処理をしていく課であるように拝聴したわけですが、聞くところによりますと、そうしたせつかくの資産運用課、広報相談課ができて、その責任者である課長の配置がまだできておらないということになりますと、そうしたりっぱな機能が、うまく働いていかなければならぬ。これは人材がないのか、あるいはどういうお考えで配置をされてないのか、簡単にけつこうですか。

○三浦参考人 ごもつともでございます。ただ、電算機を導入して、業務の体制を切りかえるということとは、ほんとうにむずかしいことでございます。一方では、常時の業務をやしながら、電算機というきわめて扱いにくい機械を導入していくのでございます。したがって、本来ならば四月一日稼働当初に、新機構に基づいての人事の配置をしたかったのでございますが、ここへいままで担当していた仕事の配置を全然切りかえまして、その電算機の移行過程での事務上の渋滞、混乱を来す、こういう考えでございまして、暫定的な人の張りつけをいたしまして、電算機稼働が安定するまで、そして大体その時期を八月末程度と見込んでおりますが、その段階で本格的な人の配置をしてまいりたい、こういう理由でございます。

○高橋(繁)委員 四月に電算機を入れたようでありましたが、そうしますと、まだ電算機の稼働も、順調なすべり出しとはいえないという段階で、その機械操作が安定した段階で、八月ごろその配置を考える、こういうふうな理解してよろしいですか。

○三浦参考人 そのとおりでございます。
○高橋(繁)委員 もう一つ、昨年であつたと思ひますが、沖繩復帰がなされて、沖繩の私学共済がこちらに合併いたしますか、あるいは吸収いたしますか、されてきたわけでありまして。当時たいへん事務的にも、あるいは長期の問題だけやつて短期がないとか、あるいは掛け金の利率も、アメリカ方式でやつておつた関係で、非常に難点があつたようでありましたが、その後沖繩の復帰に伴つて、

沖縄私学共済は順調にすべり出ておりますかどうか、その点について……。

○三浦参考人 きわめてと言つてもよろしいですが、資産の継承等もきわめて順調にまいりましたし、それから新政府からの助成金もちょうだいしております。私どものほうの給付の面におきまして、かなり緻密な配慮をいたしまして、ことに短期給付等につきましては、交通不便の諸島所在の学校等にも渡るように、医療給付の届かない面は医療箱とか、その他のものの現物を配るといふような配慮までいたしまして、かなり気持ちの上ではこまかい配慮をしているつもりでございます。以上でございます。

○高橋(繁)委員 医療の関係で、いわゆる検診事業ですが、沖縄は本土よりも医療体制というのが三〇%ぐらい不足しているのですか、そういう状況の中で、そうした健康の問題、検診事業の問題は、御心配ないですか。

○三浦参考人 その面も、地元医療機関と密接に連絡をとつておりまして、着々と効果をあげているように考えております。担当課長が地元へ参りまして、地元民との接触の上で、そういう配慮もしております。それから沖縄には本土にないような病気もございますので、それに対する配慮等もとつていくわけでございます。

○高橋(繁)委員 先ほどちょっと落しましたのですが、いわゆる新しい機構改革によつて資産運用あるいは広報相談課というものができたことによつて、学校においては園長さんが一人で事務をやつていらっしゃるだろうし、そういった末端の各学校で、たいへん事務複雑になつて、多忙をきわめる心配がないか、そういう点についても一度確認しておきます。

○三浦参考人 先ほど申し上げましたように、その辺きわめて懸念される向きもあつたわけでございます。地元の事務処理能力といえますがA、B、Cと分けてまして、そしてCのクラスから実質的にいわば講習的な連絡会議を持つてやろうという計画を立てまして、来月から全国で六十六カ所

ぐらい、主として先ほど申し上げました登録事務担当者でございますが、この人々を対象としての連絡会議を設けるわけでございます。それにはおそれなく、そういう事務処理面での疑問等をお持ちになられた方等も参加してもらおう。それからもう一つは、地域的なおそのグループをつくりまして、その事務担当連絡会議に出席した事務担当者を中心としてのいわゆる自習会といひますか、研修会といひますか、そういうようなものも自主的な形で持つていただくという配慮までしたいと思つております。

○高橋(繁)委員 わかりました。あと資産の運用面については、どうかひとつ具体的な施策のもとに、りっぱな運用ができるように要望をいたしておきたい、このように思います。

あとは、いろいろ午前中から具体的な数字の問題等について審議されましたので、私の質問は以上で終わります。

○田中委員長 この際、参考人出頭要求の件についておはかりいたします。

ただいま審査中の本案について、来たる六日、参考人として私立学校教職員共済組合理事長加藤一雄君及び同常務理事三浦勇助君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次回は来たる六日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十七分散会